令和７年第２回広野町議会定例会会議録目次

第１日　　６月１６日（月曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○諸般の報告 …… 3
○町長の町政全般について経過報告 …… 4
○監査委員報告 …… 9
○委員会報告 …… 9
○一般質問 …… １０
遠　藤　　浩　君 …… １０
渡　邉　忠　義　君 …… １８
北　郷　伯　弘　君 …… ２７
高　木　光　雄　君 …… ３０
○散会の宣告 …… ４１
○署名 …… ４３

第２日　　６月１７日（火曜日）

○議事日程 …… ４５
○出席議員 …… ４５
○欠席議員 …… ４５
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… ４５
○本会議に出席した事務局職員 …… ４６
○開議の宣告 …… ４７
○会議録署名議員の指名 …… ４７
○議案第３１号　広野町原子力災害による被災者に対する令和７年度における国民健康保

険税等の減免に関する条例の制定について ……４７
○議案第３２号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 ……４８
○議案第３３号　工事請負契約の締結について ……４９
○議案第３４号　工事請負契約の締結について ……５３
○議案第３５号　工事請負契約の変更契約について ……５６
○議案第３６号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第２号） ……５７
○議案第３７号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） ……６３
○議案第３８号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号） ……６４
○議案第３９号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号） ……６５
○発議第　２号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学
支援を求める意見書 ……６６
○委員会の閉会中の継続調査の申出について ……６８
○閉会の宣告 ……６９
○署名 ……７１

第 2 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

令和７年第２回広野町議会定例会会議録（第１日）

令和７年６月１６日（月曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　町長の町政全般について経過報告
日程第　５　監査委員報告
日程第　６　委員会報告
日程第　７　一般質問

○出席議員（８名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　　浩　君	８番	門馬　まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　　智	君
副町長	杉浦　孝幸	君
教育長	根本　良政	君
参事兼総務課長	飯島　洋一	君
参事兼復興企画課長	加賀　博行	君
産業振興課長	黒田　泰将	君
建設課長	松本　周次	君
参事兼環境防災課長	佐藤　尚文	君
健康福祉課長	金子　一隆	君
こども家庭課長	北郷　　功	君

参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠	藤	義	宏	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第２回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

５番　西　内　玄　太　君

６番　北　郷　伯　弘　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る６月４日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしたところ、本日から６月17日までの２日間とする答申がありましたので、本日から６月17日までの２日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から６月17日までの２日間とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、令和６年度広野町繰越明許費繰越計算書、令和７年第２回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会議決書、「消費税５％への減税を求める意見書」の提出について、「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について、「国の『被災児童生

徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書、これらについてはお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の町政全般について経過報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、町長の町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　皆様、おはようございます。

本定例会に提出しました議案を審議いただくに当たり、令和７第１回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、総務課であります。

４月12日、行政区長会議を開催いたしました。令和７年度における広野町の重点事業、いただきました要望と質問への対応、及び広野駅周辺整備事業、折木地区土砂採取事業計画変更協議について説明を行いました。行政区長の皆様からいただきました貴重なご意見を施策に反映し取り組んでいきます。

４月19日、住民説明会を開催しました。令和７年度における広野町の重点事業、及び広野駅周辺整備事業、折木地区土砂採取事業計画変更協議について説明を行いました。参加された住民の皆様からいただきました貴重なご意見を施策に反映し取り組んでいきます。

５月24日、25日、町制施行85周年記念事業として、第35回広野町民号「新緑の日光・会津めぐり日光東照宮と鬼怒川温泉ふれあいの旅」を町民や町内事業者など120名参加の下実施し、参加者の皆様は旅行を楽しみながら相互に親睦を深めました。行程において、西会津町、平田村の道の駅を訪問し、西会津町、薄友喜町長、伊藤一男議会議長、平田村、澤村和明村長、伊藤孝雄議会議長から歓迎のご挨拶をいただきました。

６月14日、広野駅環境美化推進協議会が主催する美化活動が、広野駅周辺で行われました。当日は、同協議会の根本会長をはじめ、ＪＲ職員ＯＢや町職員など約80名が参加し、広野町の玄関口である駅前や駅構内の除草作業に取り組みました。

次に復興企画課です。

４月13日、春季町長杯パークゴルフ大会が開催され、町内外から約150名の参加の下、日頃のプレーの成果を発揮しようと熱戦が繰り広げられました。当日は、絶妙なコースセッティングに手こずり、参加者はスコアメイクに苦しみましたが、ホールインワンを複数記録するなど盛り上がりました。

４月14日、輿水恵一復興副大臣が来訪され、今年２月に庁舎内に設置した「ＡＩコンシェルジュ

サービス」についてご視察されました。輿水復興副大臣からは、「先進的な取組に大いに期待します」とのお言葉をいただきました。

５月３日、二ツ沼総合公園において「ふれあいフェスタ2025」を開催しました。当日は、ゴールデンウイークの中の好天に恵まれ、ステージイベントやフリーマーケットをはじめ、飲食ブース、キッチンカー、フリーマーケットに約1,500名が訪れ、公園内の遊具で遊ぶ多くの家族連れでにぎわいました。

５月16日、内堀雅雄福島県知事が来訪され、町が進めている公共施設への太陽光発電、蓄電設備の導入状況を視察されました。内堀県知事からは「カーボンニュートラルに向けた県内に先駆けての広野町のすばらしい取組と連携して、福島県内における再生可能エネルギーの強化・充実を図っていきたい」とのお言葉をいただきました。

５月28日、原子力災害による旧緊急時避難準備区域に指定されていた広野町、南相馬市、田村市、川内村の４市町村は、復興庁福島復興局において、復興大臣及び原子力災害現地対策本部長に対し、合同で要望活動を実施しました。当日は、志田文毅福島復興局長、佐野究一郎原子力災害現地対策本部副本部長に対し、第２期復興・創生期間後の支援策や復興予算の財源確保、医療体制の再構築、保健医療福祉人材の確保など、福島第一原子力発電所事故からの復興、創生に対する支援の継続を求めました。

６月７日、二ツ沼総合公園において、花を植えることで景観をよくし、明るく住みやすい町づくりを目指す「花いっぱい運動」を開催しました。当日は、約100名の参加者の下、サルビアやマリーゴールドなど約6,000本の植栽を行いました。

次に健康福祉課です。

４月24日、広野町保健協力員・母子推進員10名に対し、委嘱状の交付を行いました。保健協力員・母子推進員には、総合健診、乳幼児健診等事業にご協力をいただきます。

６月５日、広野町国民健康保険事業の運営に関する協議会委員６名に対し、委嘱状交付を行いました。国民健康保険事業に係る条例及び税率等に関する重要事項について審議を行い、地域におけるきめ細やかな事業実現に向けてご協力をいただきます。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険税、保険料及び一部負担金等の免除措置に対する国の財政支援については、令和３年３月９日に閣議決定された「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた令和４年４月８日付通知に基づき、令和６年度以降、保険税・保険料の減免が終了しており、一部負担金につきましては、令和７年４月１日以降免除が終了しております。旧緊急時避難準備区域及び平成27年12月31日までに指定が解除された避難指示解除準備区域以外の広野町への転入による令和７年度の国民健康保険税、介護保険料の免除に関しては、本会議に国民健康保険税等の減免に関する条例案を上程しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次にこども家庭課です。

４月５日、広野こども園の入園式を議員の皆様のご臨席の下実施しました。ゼロ歳児から３歳児までの16名が新たに入園し、こども園の全園児数は92名となっています。

４月７日、広野町児童館の入館式を議長、産業厚生常任委員会委員長ご臨席の下実施しました。15人が新たに入館し、児童館の全児童数は59名となっています。

４月25日、広野こども園において保育・給食参観を実施しました。当日は、ゼロ歳児から５歳児の保護者を対象に、公認心理士による子育てに関する講演を併せて実施しました。

５月24日、郡山市において第40回福島県保育研究大会が開催されました。大会では、広野こども園職員が相双地区代表として、「家庭や地域との連携による食育の推進」を研究テーマに活動内容を発表しました。

６月６日、広野こども園の親子遠足を二ツ沼総合公園で実施しました。当日は天候にも恵まれ、園児たちは保護者と触れ合いながらの体操やゲームを楽しんでいました。

次に環境防災課です。

３月23日、広野町消防本部と事務局により町内全ての消防屯所を巡回し、消防車両やポンプの整備状況、消防機械器具の点検、配置状況など、現地において確認しました。

４月１日付で広野町交通教育専門員を５名委嘱し、４月７日の児童・生徒の登校日から、国道６号役場前交差点、折木大平交差点、老人福祉センター前横断歩道において、交通事故防止活動を実施しています。

４月６日から４月15日までの「春の全国交通安全運動」期間中、国道６号役場前交差点及び駅前交差点等において、双葉警察署及び富岡地区交通安全協会広野分会のご協力をいただきながら、朝の通勤・通学時間帯に特別職及び管理職による立哨活動、４月７日と４月15日には職員総出で横断幕やプラカードを掲げて交通立哨を実施し、歩行者やドライバーに交通安全を呼びかけました。

４月20日、広野町総合グランドにおいて、令和７年広野町消防団・婦人消防隊春季検閲式を齋藤裕喜衆議院議員をはじめ、多くのご来賓のご臨席の下挙行いたしました。消防団の厳格な規律や団結力を高め、町民の生命、財産を守ることを念頭に広野町消防団、広野町婦人消防隊、株式会社ＪＥＲＡ広野火力発電所自衛消防隊、総勢57名参加して行いました。

５月23日、24日の２日間、狂犬病予防注射を福島県動物愛護センター相双支所の協力を得て、各地区集会所など、町内13会場で実施しました。

３月24日、４月25日、５月27日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道６号役場前交差点等で実施し、ドライバーに安全運転を呼びかけました。５月27日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策、ごみ出しルールの遵守等について会員企業に協力を求めました。

６月４日、広野町と南双サービス株式会社は、中村直代表取締役社長出席の下、環境保全、防災

等の分野で相互に協力し、広野町の持続可能な町づくりの実現に向けて地域連携協力協定を締結しました。

次に産業振興課です。

４月１日、町内での犯罪防止及び児童・生徒の登下校時における交通事故防止のため、広野町警戒パトロール隊出動式を実施いたしました。子供たちや高齢者の安心・安全を確保し、地域住民により身近なパトロールを実施するため、町が任命した町民の隊員による町内全域のパトロール業務を午前７時から午前８時、午後３時から午後８時の時間帯で実施しています。

５月17日から18日にかけて、町制施行85周年記念事業の一環として、広野町中央体育館において、「第36回巨木を語ろう全国フォーラム福島・広野大会」を「全国巨樹・巨木林の会」会長　高橋進様をはじめ、多くのご来賓の皆様、さらには全国各地から巨樹愛好家の皆様約200名の来場者の下に開催しました。フォーラムでは、宮城大学教授　小沢晴司様による基調講演及びパネルディスカッションを行いました。また、２日目にはエクスカーションを行い、東日本大震災を乗り越えてきた経験とともに、森林の大切や当町の自然豊かな森林の魅力を全国に発信しました。

６月５日、広野小学校６年生全員参加により、ふる里広野町の自然を愛し、育てるために協力して社会に奉仕することを目的とした「広野町緑の少年団」の団結式を行いました。団員全員に、帽子とスカーフ、緑のハンドブックを配布し、団員代表の児童から入団宣言がなされました。今年度の活動としては、広野駅東側にある沼津の杜公園での「河津桜植樹」や「ふくしま植樹祭」などへの活動に参加していきます。

６月12日、ＪＡ福島さくらふたば統括センターが主体となり、「あぜみち指導会」を実施いたしました。29人の参加者に対し、水稲栽培管理、病害対策、農作業中の安全管理等について説明を行いました。

本年度における町内の水稲作付面積については、主食用米が179ヘクタール、飼育用米が３ヘクタール、合計約182ヘクタールになると見込んでおり、今後作付された水田の現地確認をして集計作業を行っていきます。

次に建設課です。

町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事につきましては、工事区間が埋蔵文化財の包蔵地であることから、令和７年４月１日に発掘調査業務委託契約を締結し、計画面積約700平方メートルのうち約80平方メートルが完了しております。下水道移設工事並びに道路改良舗装工事についても随時進めていく予定です。昨年度、完了した実施設計　延長約1.2キロメートルの用地測量委託については、５月29日に下北迫地区集会所において地権者を対象に今後の予定について説明会を開催しました。

折木地区土砂採取区域完了工事につきましては、５月９日の令和７年第３回広野町議会臨時会においてご承認をいただき、工事請負契約を締結し、現在工事着手の準備を進めています。また、福

島県発注工事の建設残土の流用について協議が調い、５月26日より土砂の受入れを開始しました。６月18日に全体で約5,000立方メートルの土砂の受入れが完了する予定です。受け入れた土砂を活用し工事費の低減に努めます。

６月１日、浅見川、折木川、北迫川流域全体の良好な河川環境の保全と再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識の醸成を図ることを目的に、広野町クリーンアップ作戦を実施しました。当日は、約600名の町民、各種団体、企業の方々が参加し、町内の河川美化活動に務めました。

次に学校教育課です。

４月７日、広野小学校・広野中学校において入学式が行われ、小学校17名の児童、中学校47名の生徒が新１年生として入学しました。小学校の全児童数は124名、中学校の全生徒数は115名となりました。

同日、ＪＦＡアカデミー福島の入校式がＪヴィレッジにおいて行われ、第20期生となる男子18名が入校しました。

同じく、福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校では、中学生60名、高校生150名の生徒が入学し、中学校の全生徒数は178名、高等学校の全生徒数は458名となりました。広野こども園の全園児数92名と合わせ、「教育の丘」で学ぶ児童・生徒は、総数967名となりました。

４月26日、福島国際研究教育機構Ｆ―ＲＥＩの設立２周年記念シンポジウムにおいて、本町の小学生４名、中学生２名の計６名を含む相双地域の小中高校生30名が、「ぼくたち、私たちが描く浜通り地域の未来」と題して、Ｆ―ＲＥＩに行ってほしい研究や2050年の浜通り未来について発表しました。

５月２日、広野小・中学校において、地震、津波を想定した「避難訓練」を実施しました。避難時の移動経路・移動時間等を確認しながら、児童生徒の保護者への引渡し訓練も行いました。

５月18日、広野小学校の運動会が開催されました。前日の雨で１日順延しての開催となりましたが、児童たちは、「全力で　頑張る君が　１等賞」をスローガンに、練習の成果を遺憾なく発揮し、最後まで頑張りました。ご家族の皆様共々、思い出に残る大変貴重な一日を過ごすことができました。

次に生涯学習課です。

５月10日、公民館において、広野町青少年健全育成町民会議総会を開催し、各種体験活動の実施に係る事業計画、予算の承認をいただきました。

令和７年度は年間を通して、放課後元気教室や児童館との共催により、町内において様々な文化活動等に取り組む皆様を講師として迎え、未来を担う子供たちの健全育成につながる事業を展開してまいります。

５月14日、広野小学校において「ひろの元気教室」の開校式を行いました。小学４年生から６年生までの児童10名が、放課後の空き教室などを活用し、社会性や自主性、創造性を育むことを目的

に、来年２月まで、文化・芸術・スポーツ等の様々な体験活動を実施いたします。

５月20日から、町内在住・在勤の方を対象に令和７年度の公民館各種教室として「毎日の体操教室」を開講いたしました。この事業のほかに、本年度は「英語教室」をはじめ「手話教室」や「三味線教室」を予定しており、生涯学習の推進を図りながら、参加者同士での交流を深めるなど、地域コミュニティーの場としての役割を担いながら、令和８年３月まで実施いたします。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件２件、補正予算案件４件、その他案件３件、合計９件であります。

慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、経過報告といたします。

以上でございます。

○監査委員報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　針生寛美君登壇〕

○代表監査委員（針生寛美君）　おはようございます。監査報告を行います。

監査につきましては、北郷伯弘監査委員と共に実施いたしました。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、令和７年２月分を令和７年３月18日に鯨岡公一前代表監査委員と北郷伯弘監査委員において、令和７年３月分を令和７年４月18日に北郷伯弘監査委員において、令和７年４月分を令和７年５月21日に私、針生寛美代表監査委員と北郷伯弘監査委員において実施しました。

なお、令和７年４月分につきましては、令和６年度分と令和７年度分になっております。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会及び特別委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、５番、西内玄太君、登壇を許します。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、総務文教常任委員会報告を行います。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、６番、北郷伯弘君、登壇を許します。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　おはようございます。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長、７番、遠藤浩君、登壇を許します。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　それでは、報告させていただきます。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで政治倫理条例に関する調査特別委員会の報告を終わります。

以上で委員会報告を終わります。

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、一般質問を行います。

一般質問は、質問事項ごとに一問一答方式で行います。

◇　遠　藤　　浩　君

○議長（渡邉正俊君）　それでは、通告順に従い一般質問を許可いたします。

７番、遠藤浩君、一般質問席に移動してください。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項の１つ目、行政のハラスメント対策について質問いたします。昨年６月に総務省から「ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮を阻害し、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題」と捉え、地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底を市区町村の長に対しても要請する通知文を出されております。

そこで以下伺います。１点目、職員に対し、ハラスメントに関するアンケート調査を実施した実績はありますか。調査実績があれば結果について伺います。

２点目、職員からハラスメントに関する通報や相談があった場合、町は何に基づき、どのような体制で対応されるのか伺います。

３点目、町はハラスメント対策の強化として条例整備に取り組むべきと考えますが、町長の考えを伺います。

質問は町長でございます。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　７番、遠藤浩議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、職員に対し、ハラスメントに関するアンケート調査を実施した実績はありますか。調査実績があれば結果について伺いますについてであります。これまで職員に対し、ハラスメントに関するアンケート調査を実施した実績はありません。今後において、必要に応じて職員に対しハラスメントに関するアンケート調査を実施していきます。

ご質問の１番目の２点目、職員からハラスメントに関する通報や相談があった場合は、町は何に基づき、どのような体制で対応されるのか伺いますについてであります。職員からハラスメントに関する通報や相談については、広野町職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、ハラスメント相談窓口を総務課に設置し、総務課職員１名、職員の中から１名をハラスメント相談員として指名します。ハラスメント相談員は、苦情相談の内容を相談記録簿に記録し、総務課長に報告します。報告を受けた総務課長は、必要に応じて関係職員等からの事情聴取及び事実関係の確認を行い、迅速かつ適切に解決するよう対応します。さらに、総務課長は、苦情相談に係る内容及び状況から判断し、必要と認めるときはハラスメント処理委員会を設置します。ハラスメント処理委員会は、委員長を副町長とし、総務課長、総務課課長補佐、職員団体が推薦する職員１名、その他委員会が必要と認める職員で組織し、必要に応じて関係者から事情聴取するなど事実関係の公平かつ公正な調査を行い、苦情相談に係る処理対応等について審議し、必要な指導、助言を行います。ハラスメント処理委員会は、取り扱った苦情相談の内容、審議結果、対応状況等を任命権者である町長に報告します。町長は、ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題の事実が認められたときは必要に応じて懲戒処分を含む人事管理上の措置を講ずるとともに、必要に応じて被害を受けた職員の救済措置を図る対応を行います。

ご質問の１番目の３点目、町はハラスメント対策の強化として条例整備に取り組むべきと考えますが、町長の考えを伺いますについてであります。令和７年４月14日現在、全国で首長等や議員によるハラスメントに関する条例は、108の地方自治体、112の条例が制定されています。これらの条例は、対象を特別職を含む職員または議員によるハラスメント、特別職の職員または議員によるハ

ラスメント、議員によるハラスメント、特別職を含む職員によるハラスメント、特別職の職員によるハラスメント、一般職員等によるハラスメントと様々な現況にあります。当町では、広野町職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の利益の保護及び公正で働きやすい職場を確保するため、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにはハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応を行います。ハラスメント条例につきましては、全国的に特別職の職員または議員によるハラスメント並びに議員によるハラスメントを対象とした条例が多い現況にあり、ハラスメント条例の制定につきましてはどこまでを対象とするのかなどを含め、全国の動向を注視して取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。

まず、１点目についてちょっと再質問をさせていただきます。一応これまでアンケート調査等はないというところですけれども、こういったハラスメントに関する報道等も最近ではないですね。年数的にはもう10年以上ぐらい前からそういった中で報道等もあり、また法の整備、それと民間等もこういったハラスメント系の要はリスクというところの管理、こういったものは長年やってきたかと思います。昨今、新聞、報道番組等でこういった事案頻繁に目にするわけでありますけれども、こういったハラスメント防止に取り組む一般社団法人ですけれども、日本ハラスメント協会、そこが認定するこのハラスメント、これ2025年ですか、今年も何か４件ほど追加されている。含めて45種類ほどが認定されているというようなことなのですが、これ毎年ハラスメントとされる種類といいますか、行為というものが増えているという状況であります。行政もそういった中で、なかなかこういったバランスが取れたといいますか、ハラスメント行為に対してなかなか対応し切っていけないというのも実態かと思いますけれども、このハラスメントとする問題、こういったものが発生した場合に一番その結果としてですけれども、町民とされる方々がそういった被害者あるいは加害者になってくると。これは、結果として悲しい結末になるというふうに思っています。やはり行政としてもこのハラスメント行為、こういったもの、ハラスメント自体を重大なリスクと捉えるべきではないかなというふうに思っております。年々数を増やすこのハラスメント行為の実態、こういったものをしっかり知っておく、あるいはそういったリスクをコントロールしていくという中においては、やはり行政内での定期的なアンケート等を含む調査というものが必要ではないのかなというふうに思っておりますけれども、再度町長のほうにお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　現行社会において、いわゆる人間関係、人の送り手と受け手の関係において、これは今ご指摘のように、社会全体として家庭とか、友人関係とか職場、仕事上のエリアであるとか、時代を経て様々な今ハラスメントというものが問われている日々にあります。この人間の人権

を守るということ、それは倫理観を持って互いが尊重し合うということ。言葉の扱い一つから理解と共感を受け止め合いながら社会を創出していくということが重要であるというふうに日々受け止めているものでございます。社会全体のこの人権を守り、倫理観を持って互いが尊重し合う、リスペクトし合うということについては、今ご指摘のように年々その事象が増えているという、今ハラスメント協会の取組についてお話がございました。そういった現況を受け止めて、問題が起きてからではなくて、それを防止するという観点を捉えて、その問題が起きないというその社会という創出に向けて取り組んでいくということが今大切な捉え方であるというふうに受け止めるものでございます。ただいま答弁で申し上げましたように取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。今、町長おっしゃるように、互いを尊重し合う、あるいはリスペクトというところ、やっぱりこれまではそういったハラスメントとされる、俗に言うハラスメント、要は嫌がらせと感じるというそういった行為というものが、法整備といいますか、そういった中で社会的にも駄目なのですよというところの位置づけというのは過去にはなかったというところかと思います。現状それが法的に位置づけされまして、そういった中で人権とかそういったものきちんと尊重されながら日々の生活というものが町民あるいは国民でしっかりできるようにというところがこの法の整備の意味かと思っておりますので、そういった中で年々そういった行為等が増えていく分、これはやっぱり実態として把握していく必要が必ずあると思いますので、やっぱりこれに関しては適宜といいますか、こういった調査等、今そういったパソコンのアプリ、システム上でも簡単に取れるところもあるかと思います。民間でもそういった調査等社内のほうでもできておりますので、そういった中ではしっかり活用していただいて、現状を把握していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。１点目については終わります。

それで、２点目についてでありますけれども、このハラスメントとする行為、これから町民あるいは職員を守るというこの町の条例というところを、現状では先ほど答弁もありましたけれども、ハラスメント防止に関する要綱、こちらがございまして、これに基づいてあった場合には町のほうは対処しますというところでした。一応要綱としてそういった対応の仕方というものがございますけれども、これもやはり町としてそういったハラスメント等は許さない、あるいはそういった防止というものをしっかり発信していくといいますか、そういった中ではきちんと条例化していく必要があろうかというふうに思っております。

ちょっと３点目にも絡んでくるのですけれども、以前に町民の方々との意見交換の中で、行政に対してこれはハラスメントではないのかというように感じたとおっしゃられる町民の方、ご意見をいただいたことがあります。これはやはり町サイドがではそういったハラスメントに対してどう考えているのだ、あるいは取り組んでいくのだということが多分見えていないというところもあるで

しょうし、そういった取組というものに期待しているというところでもあるのかなというふうに思うわけでありますけれども、条例等も進めて検討していきますということですけれども、町長これまで町民の命、また安全な生活を守ると、こう言い続けられております。ハラスメントのような事案が発生すれば要綱等にのっとって厳正に対応すると想定されてますけれども、結果として加害者、被害者という方々が町民になってしまうという割合、こういったものはやはり高いままだろうというふうに思います。これらを考えますと、町はハラスメントから町民を守ると、ハラスメントを決して許さないと、こういった方針をしっかり発信して、条例とする町のルール、やっぱりこれを明確にするべきではないかなというふうに思いますけれども、実施されていくという中においてこのハラスメントに関する条例、この辺に関して町長のお考え再度お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいま町民との意見交換の中でそういった相談があったというふうに今伺った次第であります。これまで今日までにおいて、お話を私が受け止めているというところはございません。まず、この町役場の職員は、全体というのは町民を指しますが、町民に向けて奉仕者でありまして、大切な崇高なる職場での職員であります。つきましては、日々誠心誠意この業務に取り組んでいる現況でございます。こういった人間関係における送り手、受け手については、やはり日々の中で倫理観であるとか、理解を深めるとか、そういった心構えを、今令和７年度を迎えておりますけれども、この年度を重ねていく、震災からの15年目という節目を今歩んでいるわけでありますが、その時間軸の中で、また社会環境の変化の中でしっかりと理解し合える関係性というものを、まずきめ細かに対応できるそういった環境というものを整えていくということがまず第１に重要であると、そのように考えるものでございます。つきましては、今ご指摘いただいております全国で条例化している現況については、伺うところにおいては事例が出て、それで制定に当たっているというのが現況でございますが、先ほど申し上げましたように、今の社会現況においてしっかりとその人権が守られるということを双方で受け止め合って、この不幸な状況をつくらない、そういった事象を起こさせない、そういった社会環境を捉えることを念頭に条例というものをきめ細かに捉えていきたいと、そのように考えるものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。誤解のないように１点だけ。

ハラスメント行為があったという話ではないです。そういうふうに感じた。これは相手が感じる。感じればそれはハラスメント、要は嫌がらせではないのかというところ、これは相手方の問題になってきますので、そこでのお話があったというところでございます。

今、町長のほうからもありましたけれども、理解し合える関係というもの、やっぱりこれをしっかり強固にしていくと、町内でのそういったものを目指していく、そこにおいてはやっぱりしっか

りと条例とする我々のルールというものが示されなければ、これ受ける側あるいは発信する側、これが相互に理解し合えないというふうに感じておりますので、そういった意味からしても早期にこういった条例の整備というものを前向きに検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。１問目については終わります。

次に、質問事項の２点目です。子供たちの熱中症対策について質問いたします。気象庁は、2025年の夏、６月、８月、今度大分暑くなってきますけれども、全国的に平均気温が高くなる見込みとの発表を出しております。暑さから子供たちの命を守る熱中症対策について以下伺います。

１点目、熱中症警戒アラートの発表は誰がどの時点で確認し、関係者内でどのように情報共有されているのか伺います。

２点目、暑さ指数、ＷＢＧＴを測定する計測器をこども園、小中学校に幾つ配備しているのか伺います。

３点目、登下校中の熱中症対策として、塩分タブレット、塩分チャージの活用を推奨している学校もあるようですけれども、当町でも推奨しているのか伺いたいと思います。

教育長のほうにお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

登壇を許します。

〔教育長　根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君）　ご質問の２番目の１点目、熱中症警戒アラートの発表は誰がどの時点で確認し、関係者でどのように情報共有されているのかにつきましては、子供たちの熱中症対策は、近年の気候変動に伴いますます重要性が増しております。特に熱中症警戒アラートが発表された際には、学校等における安全管理の一環として迅速かつ適切な対応が求められています。学校現場においては、各学校の教職員が環境省の熱中症予防情報サイトから熱中症警戒アラートの発表を確認し、必要な対応を行います。具体的には、小中学校では教頭及び養護教諭が熱中症警戒アラートを確認し、熱中症指数の値を基に校長、教職員と情報を共有し、熱中症予防に取り組んでいます。毎月、こども園長、小中学校による園長・校長会を開催しています。この５月の定例会では、学校等における熱中症対策について確認をし、熱中症警戒アラートの発表時における熱中症対策の徹底について指示したところです。

ご質問の２番目の２点目、暑さ指数を測定する計測器をこども園、小中学校に幾つ配備しているかにつきましては、熱中症対策は子供の健康被害を防ぐため、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数に基づいて活動実施を判断するとともに、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行う必要があります。そのため、当町においては、こども園、小学校、中学校に熱中症指数計を１台ずつ配備しています。

続きまして、ご質問の２番目の３点目、登下校時の熱中症対策として、塩分タブレット、塩分チ

ャージの活用を推奨している学校もあるようですが、当町でも推奨しているのでしょうかにつきましては、当町においても各学校で熱中症予防のため、様々な取組が行われています。具体的には、水分補給のために水筒を持参することを推奨し、体育など移動教室でも水筒持参を認め、小まめに水分を摂取するよう指導しているほか、体調管理については教職員が児童生徒の様子を観察し、異常があれば早期に対応する体制を整えています。また、各学校から児童生徒、保護者に向けて配布する保健だよりにおいて、運動時は屋外や室外の天気や気温など環境の変化に注意し、水分や塩分を適宜補給することを推奨するとともに、家庭においても食事や睡眠など体調管理のために規則正しい生活リズムを促進するよう働きかけています。今回ご質問いただいた塩分タブレット、塩分チャージについて校内での活用は推奨していませんが、先ほどの保健だよりにおいて水分や塩分を適宜補給することを進めています。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。それでは、再質問ちょっとさせていただきます。

これまでもこの熱中症対策いろいろとされてきたかと思います。学校生活におけるこの熱中症の、分かる範囲で結構ですので、発症実績といいますか、学校内での生活あるいは登下校中の発症実績、そういったものが分かっている範囲であったかどうかちょっと教えていただければなと思いますけれども。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

○教育長（根本良政君）　ただいまのご質問にお答えします。

今までのところ、救急車を呼んで搬送するような事象については報告を受けておりません。ですが、生徒の体調管理あるいは生徒の観察、これが一番大事なので、その点を十分に指示しているところであります。また、学校で授業を受けた後、下校途中に体調を悪くしたような事例が他県ではありますけれども、今のところこのことについても報告はありません。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。そういった事象がないということで大変安心しました。学校生活あるいは登下校途中いまだないと。当然そういった中では子供たちへの指導、また予防策というものがしっかりできているのかなというふうに感じております。この熱中症対策、これは子供たちの命を守るというのが目的であります。年々変化する酷暑期、ここから子供たちの命をどう守っていくかというところ、これがある意味永遠の課題かなというところに思っておりますけれども、先ほど来ちょっと私も伝えていますけれども、学校内の生活においてはきちっと先生方のそういった見守りの目というものがありますので、その中ではそういった大事に至らない中で、しっかり予防策も取られながら熱中症の予防というものはされている、これは私は十分理解していま

す。ただ、どうしても大人の目が届かないというところで考えますと、やはり登下校というところになってきます。

先ほど答弁の中で教育長からもありました。他県ではそういったところがやっぱり出てきているというので、これはやはり自分の町でもそれをしっかり認識していかなければいけないのではないのかなというところの質問であります。平均気温等も当然高くなってきますし、突然湿気あるいは気温という中で子供たちの体調が変化していく、急変するというのは、やはりこれから間違いなくある話になってきますので、そういった中でいきますと予防策として水筒だ、水分持っていますと。ただ、重々お分かりかと思いますけれども、水分だけではどうしようもないのです。これ即効性としてはオーエスワンであったり、そういった成分等を含む飲料、また塩分といったものの補給も、初期の段階でしておけば重症化しないという事例も当然ありますし、そういった指導等もあります。そういったところで、ちょっと現状何も起きてはいないですけれども、今後きちんと検討していくべきではないのかなというところが今回の私の質問の趣旨でありました。学校内で物を食べさせているとか、そういう話ではないのです。携帯用として登下校中に、もう当然子供たちにも、要は気分が悪くなったら、あるいは意識が薄らいできたら、そういう中でやっぱりそのときにできるのは自分しかいませんので、子供たち本人しかできない。やっぱりそこはしっかり知恵として教えていく必要もあるのではないかというふうに考えますけれども、最後に教育長のお考え伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

○教育長（根本良政君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまご指摘がありましたように、登下校の際の熱中症対策の一つとして提案されているようなものを導入したらどうかという中身だと思いますが、基本的に先ほどお話ししました保健だより、この中でやはり朝食をしっかり取る、食事、主菜、副菜含めて汁物をきちっと取ると、そこで塩分を取っておくようにというような指示も出しております。それから、学校として塩分タブレットを持ってくるなということは一切触れておりません。そこで、熱中症予防対策として持参する分については特にとがめ立てはしておりませんので、指導の仕方によりますけれども、適宜水分、塩分を取るようにという指示を出しております。ですので、持ってきたからそれを服用、摂取するなとか、そういうことの指導は一切しておりません。授業中も含めて飲食については議員ご指摘のとおりであります。ですので、予防対策として児童生徒が持参し、登下校中に服用すると、接種するということは十分可能であると認識しております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。ああせ、こうせという話ではないです。今、教育長お話ありましたそういった中で理解しているというところであれば、各家庭の中でしっかり取り組

む必要もありますし、そういった服用については子供たちに分かりやすく先生方のほうから説明なり指導していただければよろしいのかなと思います。いずれにしましても、こういった変化する酷暑期、こういった期間から子供たちの命を守るというところ、これをしっかりご指導いただいて、揺るぎない学校生活、運営、これを教育長にはお願いしまして私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　これで７番、遠藤浩君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時24分であります。ただいまから10時40分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時40分まで休憩いたします。

（午前１０時２４分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４０分）

◇　渡　邉　忠　義　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、２番、渡邉忠義君、一般質問席に移動してください。

２番、渡邉忠義君。

〔２番　渡邉忠義君登壇〕

○２番（渡邉忠義君）　それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、１項目でございますが、町の復興に関連する各種交付金に係る目標達成と今後の展望について伺います。平成23年、東日本大震災復興基本法に基づく政府の基本方針において、復興期間を10年とし、当初５年間を集中復興期間とし、平成28年は後期５年間を復興・創生期間と位置づけ、復興を進めてまいりました。さらに、令和２年に令和３年度から令和７年度までの５年間を第２期復興・創生期間とし、中長期的な対応が必要な福島の本格的な復興、再生に向けて取り組んでいる状況であります。この間、遠藤町長は就任以来12年にわたり復興、創生に取り組んできたところでありますが、これまでの目標達成と今後の展望について伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、町の復興に関連する各種交付金に係る目標達成と今後の展望についてであります。

全町避難を余儀なくされてから、町民お一人お一人が納得して帰還をする“Ｅａｒｌｙ　Ｒｅｔｕｒｎ　ｔｏ　Ｈａｐｐｙ　Ｒｅｔｕｒｎ”「幸せな帰町」、尊厳ある移住、帰還を捉え、除染による環境回復、放射線による健康不安の払拭、災害に強い町づくりを念頭としたインフラの復旧、整備、商業施設や医療福祉施設の整備、広野こども園、ふたば未来学園中高一貫校をはじめとする教育環境の体制整備等、生活環境を一つ一つ確立しました。９割を超える帰還を成し得て、廃炉、復興関係事業者や県内外の他市町村からの移住者を受け入れ、約6,000名の新しい時代の防災に強い「安全・安心な共生のまちづくり」に取り組み、令和５年９月30日に制定しました「広野町“復興創生の日”」を念頭に、復旧から再生、第２期復興・創生期間を刻み、福島復興、創生へと希望に満ちた未来社会に邁進してまいりました。

復興計画の拠点として定めた広野駅東側エリアは、バス、タクシー乗降所や駐車場を備えた駅東口広場が整備されたほか、産業団地整備により、広野みらいオフィスビル、ビジネスホテル、広野町商工会、医療機関、ＩＴ関連企業等が建設され、本年度は新たに航空宇宙関連の企業が進出いたしました。第２期開発として広野駅東ニュータウンの住宅団地を整備し、町が進める移住、定住の受皿として取り組んでいます。町の玄関口と言うべきＪＲ広野駅においては、常磐線を東西に渡る自由通路「未来の架け橋」、駅構内の跨線橋にエレベーターを設置し、バリアフリー化に取り組むことで駅利用者の利便性を向上させました。令和６年11月にはＪＲが整備した新たなコンパクト駅舎が完成し、供用が開始されました。旧駅舎を改修し、防災機能を備えたコミュニティー施設が一体化した新たな広野駅交流施設を整備いたします。広野駅西側の利便性向上に向け、歩車道を分離し、利用者の安全を考慮した駅前ロータリーを整備することで町の魅力向上を図り、新しいランドマークとして整備してまいります。

福祉の町づくりに向けて、平成31年１月の「福祉のまちづくり」宣言を踏まえ、地域が抱えている医療、福祉、介護の様々な課題に対し、迅速かつ適切に対応するため、包括的な地域連携を図る広野町地域包括ケアシステムの確立、町内の訪問介護事業所及び地域包括支援センターの移転による広野町社会福祉協議会の体制整備、さらには民間企業との連携による健康増進や介護予防のノウハウを活用した健康増進事業を積極的に展開し、地域の人々が相互に連携、協働しながら健康づくりの輪を広げ、「日本一元気あふれるまち」の実現に取り組んでまいります。

教育環境の展望に向けては、幼保連携型認定こども園「ひろぱーく」の開園、ふたば未来学園中高一貫校の新校舎が開校し、広野町・教育の丘が形成され、約1,000名の幼児、児童生徒が日々勉学に励んでいます。こども園における「言葉の教育」、東日本国際大学留学生と異文化交流を行う「グローバルデイ」、広野町における童謡、歴史、文化の継承やシネリテラシーを取り入れた「ふるさと創造学」など、独自性を持った教育を提供しています。第五次広野町勢振興計画に基づき、

令和７年４月よりスタートした５か年計画の第三次広野町教育ビジョンの下、“子どもたちがのびのびと育ち　未来を切り拓く力を育む教育”に取り組んでまいります。

広野火力発電所を有する火力の町として、半世紀にわたる歴史を刻み、令和３年に運転開始をされた広野ＩＧＣＣとの新たな歩みの下に、未来に向けての共生を展望した脱カーボンを掲げ、脱炭素技術の開発促進、経済的な合理性、国等の政策との整合性を踏まえ、再生可能エネルギーを推進していきます。町は令和３年３月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和４年３月には広野町ゼロカーボンビジョンを策定しました。公共施設や町有地、駐車場上部空間などに太陽光発電設備約1,300キロワットと自営線約2,200メーターのマイクログリッドを構築いたします。平時、自然災害など有事に際しての命を守る生活の確保、防災体制を確立します。

福島国際教育研究機構（Ｆ―ＲＥＩ）との連携については、東京大学アイソトープ総合研究センターとの協定により「広野町文化交流施設（ひろのみらい館）」に拠点となるサテライトオフィスを開設し、福島国際教育研究機構（Ｆ―ＲＥＩ）の研究テーマ「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」として、アルファ線核種を活用した「がん治療薬」研究促進へ協力、対応しています。創薬の開発研究から実用化に向けた臨床、その後の創薬製造へつなげるため、広域連携に取り組んでいきます。

今後も、先人がたゆまぬ努力によって築いてこられた美しいふる里の伝統、文化、風土に愛情と誇りの念を胸に刻み、本年を“ふる里復興・創生「漸進（ぜんしん）の年」”と位置づけ、着実に歩みを進めながら、医療福祉、教育の充実、自治体ＤＸの推進、地域経済のさらなる発展、福島国際研究教育機構（Ｆ―ＲＥＩ）と町と協定締結にある学術研究機関と連動した復興人材の育成、原子力事故からの新たな時代の防災に強い“安心・安全な共生のまちづくり”に向け、新たな未来創造を展望していきます。震災から復興、創生を成し遂げるには多くの課題が伴い、課題解決に向けた取組は中長期的な時間を要することから、これまでの事業を継続させ、確実に完成に導くことで未来をつくってまいります。福島復興、創生に向けて、国、県、地方自治体をはじめ様々な関係機関との協働を基に信頼を深め、理解し合い、互いにリスペクトの念を持ち、緊密な連携により、必ずふる里復興・創生を成し遂げる決意を持って新たな未来展望に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　長年にわたりましてこの復興事業に対しましては献身的にご努力いただいたことに、心より感謝申し上げるところであります。そして、今未来に向かっての展望の話もいただいたわけでありますが、町長もお分かりのとおり、今世界的にいろいろとアメリカの大統領が就任して以来、関税等の問題、戦争の問題、自由貿易の問題、いろいろ絡めると、昨年から見ると大分変わってきた経緯があるわけです。その中においても、日本もＧ７の一国というようなことでありますけれども、それらもどうなっていくかこれも分からない今現状の中で、日本もこれまでの豊か

な日本であったわけですが、だんだんこれ厳しい状況になっているようであります。本来であれば財政的に今までの国債を今回で黒字化するというふうなお話もあったようですが、来年に繰延べというふうなことになってしまったような状況で、これまた厳しい中で、我々は当然中央集権でありますので、国との関係を、結びつきながらこの財政を成り立たせていくということで、来る６月24、25日も、我々も町長に交ざって国への要望は行く所存でございますが、ただこれまでの国の要望で今後我々小さな自治体は運営がされていくのかと、かなりこの財政を見ると心配になってくるような状況なのであります。

そこで、今までの展望のお話だと、これまで継続をしてきたものをさらに継続してやっていくのだというふうなお話に私は受け止めたわけではありますが、この広野町はただ単に国ばかりではなくて、これまでもやってきた農業、林業、全てこういう町の財産なわけであります。そういうところもしっかりと目を配りながらやっぱりやっていかなくては、町民の皆さんも納得いかない部分もあろうと思うのです。そこで、町長はこれから８年度に向かって、これは厳しい財政の状況なのだが、もう一度町長の新たな決意がもしあるのであればお話をいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの今答弁を申し上げました、未来展望をるる申し上げた内容について、再度２点申し上げたいと思います。

まず１つ目は、ただいまのご指導、ご指南をいただいておりますように、震災からの15年目の歩みは今極めて大事な時間軸に我々は立っております。第１期復興・創生期間は、この分母の20兆円という数字で表させていただきます。第１期目は当初20兆円台ということを国は申され、第２期は６兆円台ということを申し上げた。第３期は、１兆円台ということを提唱されておられます。今、国内、国際社会において、厳しい現況下において、私が申し上げましたのは今取り組んでいる復興事業が様々な内容において今執行しているさなかにあります。そのことを今ご指摘いただきましたように、国当局に、関係当局にしっかりと要望を捉えて、そしてそれを第３期、令和８年度以降に継続させてもらうと、これを具現化しなければならないと。それは、被災地市町村どの自治体も皆同じ思いに立っております。その思いを福島県の下においてしっかりと、この緊密な連携をもって今取り組んでいる様々な事業があります。数えるだけでも様々にあります。この事業をしっかりと継続をしていただく、そのことを今夏場に向かう、令和７年度の11月、12月に向かう、この令和８年度に向かう政府当局での予算確立、確保に向けて、この展望に当たるそのことをしっかりと全力を期して取り組んでいくということについては、結果を導き出すべく今全力を注視しているところでございます。

もう一点は、2021年、10年目を迎えた際に、広野町は10年間の決算の数値をまとめました。歳入で1,321億円の数字であります。それから今５年が過ぎようとしている。５年のその数値を今度令

和７年度しっかりと捉えていくということ。いわゆる予決算の精算を展望するに当たっては、今その取組をするということであります。そのことをもってして持続可能な、サステナビリティーなこの町をつくるためには、これまで取り組んできた取組を見直しを図っていくということが求められる。捉えていくことが大事だということにおいて、新たに20年の時限立法の復興庁が存続するこの時間軸の中で、その町の運営というものの見直しを、この財政規模に見合う取組というものを今取り上げて令和７年度いきたいということで、これも今全力を注視しているところであります、それをまず大きな一つとして。

２つ目として、その上それと併せて、今議員おただしのように、産業、様々な教育、福祉、生活を取り巻く展望に向けて、帰還を成し得てからのこの町づくりに向けて、今何を求めて、何を見直しをして、何をつくっていかなければならないかということを、展望に当たるそのことを、今全力を注視して捉え、取り組んでいるところでございます。新たなそういった取組については、この取組の中においてお示しをしてまいりたいと、そのように捉えているものでございます。それがこれまでの取り組んできた経緯から新たな展望に向けていく取組の捉え方の考え方でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今、町長は、今までの事業の継続性を大分訴えているようですが、私言ったのは、この日本は厳しい財政になっていくよというような中で、私も去年は要望活動は一緒に行って上京してきましたが、また話は変わりますけれども、先ほど町長が言ったように、ここは半世紀以上火力発電所として運営してきて、交付団体として来たわけであります。しかしながら、１、３、４号機が廃止、さらに２号機も危ぶまれている中で、そういう財政もだんだん厳しくなる中で、本当にこれ国もこれまでの継続性のあるものを、町長は何回ももう要望活動をしていると思うのです。我々とは違う。我々で１年に１回しかそれ行っていないわけです。今年だって１回しか行けないと思うのですが、そういう国の機運、これは復興事業がさらにまた継続してやってもらえるというふうなニュアンスというか、そういう希望があるのかどうなのか、その辺ちょっとまたお伺いしたいと思いますが。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　この継続性の機運についてはあります。国のこの福島復興に向けていく展望に向けて方針というものが出されている。その中において令和７年度、令和８年度に向けてしっかりと捉えていかなければならないという現況にあることについては、国、政府は正面に受け止めていただいております。そのことにおいて、広野町は旧緊急時避難準備区域という立ち位置から、今20年代で帰還をしていただきたい、いきたいという方々が帰還できる環境をつくっていくこの状況下において、まずこの地域連携の下でしっかりと、今１つ挙げれば、広野町、南相馬市、田村市、川内村、この４市町村の要望を捉えつつ、被災地全体がまた新たな展望に向けて、それは福島イノベーション・コースト構想であり、Ｆ―ＲＥＩ、国際教育研究機構であり、広野も関わりがあるロ

ボットテストフィールドが、その宇宙関連企業がと、こうつながっていくわけでありますけれども、やっぱりそのサプライチェーンをしっかりと捉えていくと。そして、町の商工会、御会をはじめとして工業団地の立地企業の方々も同時にしっかりとその地域経済がこの廃炉に向かっていくこの事業展望において、それを組み込んで捉えていく、そういった体制をつくっていくことが極めて大事ということを念頭に捉えているのであります。議員おただしいただいておりますように、今現在帰還を成し得てからの町民の皆々様が求めているというこの生活を守る観点、各種事業等々において守るべきもの、それはよく承知、受け止めていく上において、それをしっかり確かなものとして、そして20年先に向かっていく。子供たちが成長過程でこの土地を離れても、戻ってきてもらえる、若人が集まれる環境をつくっていく、その基盤を今この被災地においてつくっていくという思いの丈にあるものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、ただいま町長のほうから、来年度に向けた力強いご意見もいただきましたので、我々も要望活動の機会ありますので、町長と一緒になって頑張っていきたいというふうに考えておりますので、これにつきましては終わらさせていただきます。

続きまして、第２問として、ふくしま森林再生事業補助金に係る今後の展望についてでございますが、広野町の総面積の76％が山林を占め、森林面積が4,435ヘクタール、そのうち国有林が1,575ヘクタール、民有林、町有林を合わせて2,860ヘクタールと。これまで取り組んできた森林再生事業面積は今年度を含んで471ヘクタールで、事業費にして22億5,000円です。１ヘク当たり480万円から500万円というふうに想定しております。それで、未着手の常磐道東側と五社山から市町村境までの西側について、森林再生事業の取組を考えているか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、ふくしま森林再生事業補助金に係る今後の展望についての未着手の常磐道東側と五社山から市町村境までの西側について、森林再生事業の取組を考えているのか伺いますについてであります。

現在、平成28年度から10か年計画である広野町ふくしま森林再生事業全体計画に基づき、町内全域での民有林の森林を14区域に分けて計画的に取り組んでいます。整備区域の優先順位につきましては、①、森林の病虫害などの被害の状態及び林相、②、森林の位置、③、空間線量率などを基に、緊急性から決定をしております。常磐道東側の区域については、令和10年度に向けて事業着手に取り組む予定であり、五社山から市町村境までの西側については空間線量率が高いことから、減衰効果を期待して優先順位を下位としております。事業の推進に当たっては、令和７年度末の進捗が５

割程度となっていることから、本事業の継続について国、県などの関係機関への要望活動に繰り返し取り組み、ふくしま森林再生事業の完了を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうしますと、常磐道東側については今後継続して進めるということで大丈夫ですね。

それと、五社山から西側については、空間線量が高いということで着手にはなかなかできないという判断なのか。それとも他町村でも、これは20キロ圏内でも今現在やられているようなのですが、それでこの空間線量が20キロ圏の人たちはいろんなつぶさにやっているようなのですけれども、広野町はそれつぶさにやってみてもまだ高いというふうなことなのか。高くてもこれは、この事業としては町としてはやってもらわなかったらば、これは広野町の山ですからね、全て。それをそのまま放っておくということは、今町長がやっている脱炭素の問題についても、ここにも波及していく問題につながっていくわけですから、これもやっぱりしっかりとこれから国に対しての要望を私はしなくてはいけないというふうに思っているのですが、その辺ちょっと町長のご意見お願いしたいと思うのですが。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　この２か所における、今空間線量まで言及しましたが、これは計画を立てる上での捉え方を今申し上げたにとどまるものでございまして、この２か所共に計画どおりに14か所実施をするという前提で今取り組んでおります。つきましては、平成28年から令和の７、これが10か年。しかしながら、まだ広野の場合はそれでも令和の10年まであと４年かかるわけです。そのことにおいて、事業着手してから、令和に入ってからこれは終わることはできないので、第３期まで継続してもらいたいと。今現在、政府、国は「第３期」という言葉を、今「次の５年に向かって」という言葉を使われておりますが、実質第３期に向けてそれは実施していただくということを先駆けて動いている広野町をはじめとする緊急時避難準備区域の市、町、村において、要望に力を尽くしてきたというところであります。伴いましてこの物価高騰、人が集まらない、様々な要因において途中コロナの期間もありました。そういった事業の遅延から、それを捉えて念頭として要望に当たってきたものでありまして、今森林再生事業のおただしをいただいておりますが、林専道において全く同様でございまして、林専道も今令和８年度の予算措置においてという計画になっていることも併せて、福島森林再生をつくるためには林専道をやらなければならないということを現地から要望、要請をして、それを国に認めていただいて、その14地区の森林再生を完了に持っていくのだということを一体として捉えていただくことを、この時間軸の第２期を迎えてから第３期に向かっていくに当たっては取り組んできたものでございまして、つきましては今おただしいただいておりますこの事業の完了に向けて取り組んでいくということを正面に受け止めて取り組んでいるところで

ございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。今後また継続的にいろいろと要望活動を進めていただければと思います。ただ、町長、山を見ると、間伐をやったすばらしいところと全然取り組んでいない。それを聞いてみれば、地権者がやらないよというような方については当然できない現状なのでしょうが、ただどうしても後から、ああ、そうだったのかというふうに気づく地権者もやっぱりいるかと思うのですけれども、そういう人に対してはもうそのときにやらないという状況ではそれはできませんというその行政の在り方は分かるのですが、我々としてはもし万が一そういうところに救済をして、あっ、やってみたいという方があれば再度やっていただくというふうなことにはならないのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　２つありまして、町には部分林がありました。この部分林を整合して町が森林を守るという責務を果たすと、捉えていくということと相まって、今当時あの状況下の中で、避難生活から帰ることがまだまだ途中の過程でそれを理解いただくというのは、これはその状況下においては厳しいと。これが10年過ぎて、15年が過ぎてからの判断とは違うのだということを、今第２期から第３期に向かうに際してはそのことも併せてそれは要請、要望に当たってきました。つきましては、管理をするということを前提として、またこの帰還を成し得てからも必要であるのであれば、これは復興、復旧、再生に向かっていくこの帰還を成し得てからもやらなければならない。この案件についてはしっかりと受け止めてもらうということを繰り返し、かつ重ねて第３期に向かうに際してはきめ細かに住民の皆様、方々の要請、要望のお考えを要望に反映をして取り組んできた経緯であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　分かりました。では、そのようにさらに継続的に国との調整をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後になりますが、大滝遊歩道の整備ということでありますが、大滝遊歩道の入り口には立入禁止の看板が立っております。今後整備する予定があるのかどうなのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の３番目、大滝遊歩道の整備についての大滝遊歩道の入り口は立入禁止の看板が立っておりますが、今後整備を予定しているのか伺いますについてであります。

大滝までの遊歩道につきましては、度重なる落石があることから、通行の安全を確保するため、現在は立入りを禁止しております。遊歩道については、大滝神社への唯一の通路のみならず、地域の皆様の大滝へのアクセス道として、また地域の魅力向上への施設となっております。事業の実施には多額の費用がかかることから、落石防止等の補助事業について県並びに関係機関と協議をしております。遊歩道は、県道敷に隣接して砂防指定地が含まれていることを踏まえ、財政状況を勘案しながら遊歩道の整備に向けて検討してまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　先ほど副議長からも、町民との意見交換会の中に町民の方もいます。我々は確かに町の執行業務について監視をするという役なのですが、町からは検討をするということの上のほかに、検討だけで終わっているのか、それ以上の答えはないのか、こういう質問が今回かなり多かったのです。ということは、我々はでは執行部と同じようにただ検討しますって言うだけ、言いっ放しでいいのかという町民からの跳ね返りがあるわけなのです。それで、私らだって町民の代表でありますから、これは当然その検討しますという話は今伺ったのですが、町長、この検討する時間が大分長いのではないですか、これ。これ町の観光だ。そして、今この浅見川地区の祭典事業も有志でやっていると。今現状なっていると。しかし、あそこのところをいろいろ聞いてみると、あそこの４月８日の祭典のときにはあの大滝にみそぎをして、担ぐ人たち。そして、あそこでみそぎをしてあのみこしを担いでやったものだという私は父親から、浅見川出身でありますから、私も浅見川半分入っていますから、そういうような状況のところであった。

それともう一つは、今ＮＨＫ朝ドラで「あんぱん」というのやっているのですけれども、それもやっぱり戦中、戦地に向かった状況なんか知っているのですが、今の赤紙をもらって、召集令状が出て、そしていざ戦地に向かう、出征するというときに、大滝の下の籠もり堂、あそこに籠もって、そして生還することを願ってあそこに一晩や二晩泊まって神頼みをしたというところになっているという話も聞いているのです。

そうしたら、町長、この広野町の中で、観光の少ないところで、あそこをただ単に地震だなんて、ここは地震国だから、日本は。こんな１回くらいの地震でたまげていられません。この間なんか、南山の水路組合さんなんかは、こんな崖、同じ山だから。石なんかごろごろある中で、そしてくぐって水路のところからこれぐらい流れているのです。これだってみんな我慢して一生懸命やっているのです。そのところと全く同じなのです。ですから、それは早急に検討ではなくてやってもらわなかったら、何のために後から来て、あそこ見たいという人たちが、観光者がいっぱいいるのですよ、やっぱり。そこ受け止めれば、早めに予算をつけてあそこ早く直してやるというのがやっぱり町長の姿勢ではないですか。その辺どうなのでしょうか。検討だけではちょっと合点いきません。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの検討をいたしますという答弁に対してお答えをしたいと思います。

長きにわたるこの準備は時間を要しているのではないかとおっしゃる、ご指摘のとおりであります。この間、この大滝さらに下りていく歴史も全て確認、洗いをしました。河川と道路の事業に向けての補助事業等々において、県当局とも協議をしてきました。その予備設計も取り組んできました。この中で私としましては、大滝はいわゆる文化と観光の両面から捉えていかなければならないと。ただいまその文化については、町史をひもとけば866年がスタートの年に記載されています。広野町が町制施行85年を迎えるに当たり、歴史を俯瞰をする文化のこの礎は、すばらしい浜下り神事を捉えるものであると心からの敬意を表すものであります。観光の面については、今地域の魅力を掘り起こし、そして様々な方々に来訪いただき、この喜びを、そして誇りを、文化を享受していただく、その礎になるべく大滝はあそこにあると受け止めるものでございまして、つきましては今早急に取りまとめたいと考えております。下りる場所は１か所だけではないと。その下り口も改めて検討すべきものであると。岩石が出っ張りをしているこの安全確保について、どのようにかして対処できないかということも今検討の最中にあります。その検討を取りまとめをしていきたいと。その上において、神社仏閣もそうですし、町民の皆様の理解をいただくべくそれを具現化していきたいと、そのように捉えるものでございまして、つきましては大滝の滝のつぼの下に下りてその砂浜から見るこの滝の状況は、未来永劫それを誇りとして受け止めていく環境整備に当たっていきたいという思いの丈に今時間を刻んでいるところでございます。つきましては、早急にお示しができるよう全力を期してまいりたいと、このように考えております。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　これで私の一般質問は終わらさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで２番、渡邉忠義君の一般質問を終わります。

◇　北　郷　伯　弘　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、６番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　一般質問通告書に基づき質問いたします。質問事項、孤立集落の対応について、質問の要旨、質問の相手、町長。

今年２月の県の調査による県内各自治体において、各種の災害時に孤立する可能性がある集落の有無について調査があり、その結果が報道されましたが、県内で254の集落がそのおそれがあり、その中で広野町においては１集落がそのおそれがあると報告されておりました。

そこで、次の点について伺います。１、対象として考えられる集落はどこでしょうか。

２、孤立時の対応は、どのように計画されているのでしょうか。

３、孤立時の対応として、災害備蓄品（医療品、食料等）を現地に備えるべきと思いますが、町長の見解を伺います。

４、県道249号上戸渡・広野線については、一部ずつ拡幅整備はされてきておりますが、さらなる整備促進に向けた町の取組はどのようになっているのか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　６番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、災害時に孤立する対象として考えられる集落はどこでしょうかについてであります。

対象地区は、箒平地区１集落となります。広野町中心部から箒平地区へのアクセスは上戸渡・広野線のみとなっていることから、その県道において地震や風水害に伴う土砂崩れや雪崩等により通行止めとなることを捉え、箒平地区が孤立してしまう可動性により孤立集落となります。

ご質問の１番目の２点目、孤立時の対応はどのように計画されているのでしょうかについてであります。万が一孤立集落が発生した場合には、速やかに災害対策本部を設置し、居住されている方へ電話による安否確認を行うとともに、医療的な援助が必要な方や要配慮者の有無等を確認することとしています。一方、孤立状態を一刻も早く解消するよう、民間事業者との協定によるドローンの活用により被害者状況の把握を行い、安全を確保しながら道路啓開を進め、緊急車両の通行を確保し、人命救助や物資輸送を迅速に取り組みます。

ご質問の１番目の３点目、孤立時の対応として衣料品や食料品等の災害備蓄品を現地に備えるべきと思いますが、町長の見解を伺いますについてであります。箒平地区集会所には、保存食のアルファ化米や栄養ゼリー、飲料水、感染症予防のマスク、消毒ハンドジェルの衛生用品、毛布やマット、暖房器具等を備蓄している現況にあります。さらなる孤立集落の対応に取り組んでまいります。

ご質問の１番目の４点目、県道上戸渡・広野線については一部ずつ拡幅整備されてきておりますが、さらなる整備促進に向けた町の取組はどのようになっているのか伺いますについてであります。県道上戸渡・広野線は、幅員が狭小であり、急カーブが多く、見通しが悪い状況にあり、利用者の安全確保を図るため、県に対し道路改良を進めるよう長年要望してまいりました。それを受けて県は、令和元年度に延長320メーター、令和３年度に延長65メーターの局部改良を実施しました。また、幅員狭小区間において早期に通行の安全性を確保するため、令和５年度は退避所２か所、令和６年度は３か所整備しております。町としましては、箒平地区への唯一の道路である県道上戸渡・広野線の整備の一層の推進に粘り強く要望してまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　これは福島県のほうでは、今年、本年度はいわゆる浜中、会津交通網の寸断で支援計画策定に着手するというような話であります。それで、2026年、来年度以降は、それをするに対してもいわゆるモデル計画を基に実情を踏まえた個別計画を策定して、そして支援体制を築くとありました。それは、考えて決めた支援計画を集落のある町と共有して事の起こる前の手だてに役立てるほかに、警察、消防、自衛隊に差し出すことも推しはかって仮に決めるとありました。いわゆる困ったとき、困った立場に陥るということは、何かあったときに地域のつながりがないと乗り越えられない、これは各地であったいろんな話の中から出ていと思われるのですが、それで災害時必要なものは１番目に水と食べ物だそうですが、そんな記憶や教訓も今はちょっと風化しているのかなと感じるところでございます。

それで、14日の日、土曜日ですね。７時半かな。40分ほどＮＨＫのテレビを見ていましたら放映されまして、２週間に100人もの来訪者が来ている、絵画の野外展を秋にも予定しているとのことでした。16日、今日、８時15分頃かな。庁舎へ私も着きました。間もなく上空に陸上自衛隊ヘリが現れて一回りしたのを見て、何のために、なぜ、どうして回っているのか、ただではない。これも何か教えて訓練、練習しているのかななんて私個人的に感じたところでございます。いわゆるそうなると、その場合、飛び地となるかと思いますね、飛び地。そうなった場合に、深く考えて話しするような言葉がよく出てくるのですが、命を平等に助けるためにも、そしてその場合、実際やっておりますが、そんな簡単にはいかない。そうするためには、準備する力と併せて行動する力、それを少しずつでも行政と町民がつけておかないと、そういった方法、計画を１回ではできないと思うので、それなりに計画立てていかなくてはならないなと、感じなくてはいけないと私は思うので、その辺のところの計画の姿勢を説明いただければと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　この孤立集落の現況について、その命を平等に守る観点からお答えをしたいと思います。

ただいまご指摘の福島県下においては、約3,000に及ぶこの検討すべき地域があると。その中の約10分の１、約300弱ほどがこの孤立集落に該当するという捉えを県ご当局では捉えられていることにおいて、広野は５か所あるところにおいて１か所が孤立集落という位置づけとなっているものでございます。まず私は、水を守る観点からも、浅見川と小滝平浄水、そしてこの命を守ることを念頭として、この上戸渡・広野線については第一義に道路の拡幅、待避所の設置等について、まだ県道浜街道が今取り組んでいる最中において要請、要望に当たってきたものでありまして、県当局においてはそれをよく承知をいただいておりまして、しっかりと対応に当たっていただいていることに感謝の念に堪えないものであります。

この命を守ることにおいては、答弁で申しましたように、数日間、いわゆる一定期間孤立しても生活を賄うことができる物資を箒平地区集会所に設けております。答弁で申し上げました毛布、マット、そしてアルファ化米、栄養ゼリー、飲料水、マスク、消毒ハンドジェル等々、特段一番大事なのは水だと言われておりまして、水をしっかりと保有できる体制を確立をしているところであります。つきましては、有事の際に北へ南へ西へ避難できるのも上戸渡・広野線から399の国道のアクセスにあるわけでありますので、浜と中の横軸の連絡ツールとなるこの道路整備を確立することを通して、箒平地区の皆様はじめこの町内における皆々様のその命を守るべく、県当局としっかりと連携を図ってこの孤立集落が有事の際にしっかりと対応できる体制の確立を図って取り組んでまいります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　町長から答弁をいただきました。これはふだんはそんなに考えなんかしてあれすることではないのでありますが、いわゆるそういった何事もそうであって、インフラというのかな、そういったような道路もそうやって狭いところを少し広くしてということで、その整備は何のための投資だとなれば、最後には生きた投資になるのかなと考えますので、そういったような計画であるということでありますので、これからもより一層の準備を積み立てていって、そういった方向に安心していけるようにお願いしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（渡邉正俊君）　これで６番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

◇　高　木　光　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、３番、高木光雄君、一般質問席に移動してください。

３番、高木光雄君。

〔３番　高木光雄君登壇〕

○３番（高木光雄君）　それでは、一般質問通告書に従いまして、まず１点目の通告書を読み上げますので、よろしくお願いします。質問事項、事業執行の流れについて。質問の相手、町長。質問の要旨、前回の定例会（令和７年３月）一般質問で、事業執行の基本的事項について質問いたしました。その際に、業務委託件数（令和６年度321件）と予定価格総額（約11.8億円）、さらに工事及び委託に関わる入札執行件数（令和６年度85件）と契約総額（約15.9億円）の回答をいただきましたが、これらについて質問をいたします。

（１）、業務委託の場合には、業種ごとあるいは事業規模の大小に限らず随意契約をしているかと思います。随意契約は、事務作業の簡略化、時間の短縮、締結に至るまでの手続がスピーディーに発注を行うことができます。その一方で、受注者の恣意的な選択が行われ、癒着や汚職の原因に

なってしまう懸念がデメリットとも言われています。そこで、当町では職員に対して契約全般に関しての知識習得方法や公務の透明性、信頼性の重要性等をどのように教育をしているのか伺います。

（２）、令和６年度において随意契約した金額上位（１位から３位）の業務委託件名及び金額を伺います。

（３）、令和７年５月24日、25日に第35回広野町民号を実施しましたが、旅行企画、実施会社をどのように選定したのか伺います。

お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、当町では職員に対して契約全般に関しての知識習得方法や公務の透明性、信頼性の重要性等をどのようにしているのか伺いますについてであります。

町が行う契約業務につきましては、地方自治法、地方自治法施行令並びに広野町財務規則にのっとり執行しています。職員に対する契約全般に関して、知識習得方法や公務の透明性、信頼性につきましては、上司が部下に対し仕事を通して指導し、知識を身につけるオン・ザ・ジョブ・トレーニングの方法により行っています。さらに、随意契約につきましては、広野町随意契約ガイドラインを作成し、共有して地方自治法施行令第167条の２第１項各号の要件に該当しない限り随意契約が執行することができない運用を徹底しています。また、令和７年８月に全職員を対象とした財務全般の研修会を行うこととしています。

ご質問の１番目の２点目、令和６年度において随意契約した金額上位（１位から３位）の業務委託件名及び金額を伺いますについてであります。令和６年度において随意契約した金額上位１位から３位につきましては、１位が環境防災課所管、件名は北迫川・折木川河川ハザードマップ作成業務委託、金額は3,630万円。２位は、健康福祉課所管、件名は花ぶさ苑の管理に関する年度協定、金額は3,500万円。３位は、生涯学習課所管、件名は公民館業務委託、金額は3,322万6,600円です。

ご質問の１番目の３点目、令和５年５月24日、25日に第35回広野町町民を実施しましたが、旅行企画、実施会社をどのように選定したか伺いますについてであります。第35回広野町町民号の実施に際し、第34回広野町町民号の業務を受託した東双ファシリティ＆サービス株式会社東双流行センター、町民バス運行業務委託を受託する有限会社ウインズトラベル、バス借り上げ等で受託実績のある浜通り交通株式会社に対し、第35回広野町町民号の行程、募集人員を提示し、対応について確認したところ、事業の縮小や大型バス車両の確保ができないため、対応が難しいとの回答でありました。このため、過去に町民号の受託実績のある常磐交通観光に対し、第35回広野町町民号の行程、募集人員の提示、対応について確認したところ、対応が可能であるとのことから、旅行企画、実施

事業者に選定しました。第35回広野町町民号の周知、募集につきましては、実施日まで期間が短く、対応に当たったことから、令和７年第１回広野町議会定例会での議案決議後の令和７年３月21日に募集チラシを行政区回覧、町ホームページへ掲載し、募集を令和７年４月７日から受け付ける対応を行いました。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　説明ありがとうございました。

まず、（１）についてちょっと質問したいのですけれども、今の随意契約のガイドラインとかって町の運用、そういったものに従って教育しているということでしたけれども、町職員にはきちんとした正規の職員と、それから会計年度職員の方もおられると思うのです。会計年度職員の方には結構長く勤めている人もいますけれども、こういった人たち、職員の方たちもこういった契約的な業務というのは任せているのか。あるいは、任せているとすればどのような教育を、作業等の職員全体的にはガイドラインとか県のいろいろそういったことでやっているのですけれども、またその辺会計年度職員の方に限ってちょっとどういうような教育しているのかお聞きします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　まず、この職員への指導、研修等についてお答えをいたします。

会計年度職員については、この契約業務には該当はいたしません。プロパー職員が対応に当たるものであります。それも財務規則、今般の随意契約のガイドラインもそのとおりでありまして、その地方自治法施行令にのっとって執行に当たる上においては、先ほど答弁申し上げましたように研修会も実施していくというところにあります。私がこの役場に入ったそのときに捉えたもの、私は民間から来た者ですので、お話をさせていただければ、権限規定という職務に対する受け止め方をしっかりと課長等の皆さんが、この意思がしっかりと機能できるような体制にすることが大事であるということを捉えて見直しを図ってきた経緯もありました。ということにおいては、当然ながら公平性、透明性、競争性、経済性、最も効率よく機能するべく必要に応じて研修、指導等々に当たって、適正に運用に当たっているところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　私も実際民間の企業をちょっとやってきましたけれども、役場の仕事というか、これはやはり毎回町長も言っているように、町民へのサービスというのが一番大切だと思います。それで、その業務をやるにはやっぱりお金を使うのです。ですから、やっぱり職員あるいは会計年度職員にも町の全体的な業務をやるときに何か、私なんかは会社に入ったときにお金に関してもかなり厳しくいろいろ指導されるのですけれども、この実践研修計画、業務に関してですよ。そういったものを何か知識とかこういうふうにやるというふうな実行力とか、そういうのを高めるために何かやったほうがいいのではないかなというようなこと思いますけれども、町長、どう思いま

すか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　研修の計画から実行性についてお答えをしたいと思います。

私も民間で研修、計画、実行というものを担務して取り組んできました経緯があります。行政の中において肝要なのは、やはり日々の業務遂行の中において、限られた時間の中で機能的に履行できるという、そういった計画性というものが大事だと。つまりいわゆる資格を取るとか、実効性をもって収益を上げるというようなそのことではなくて、あくまでも法令遵守に基づいて適切に公平、平等にこの法令が遵守できる体制を取るためには、やはり日々の中で各課課長等々の課長さんの下で各職員が業務の事務執行に向けて日々の中で受け止め合っていくということが、実行に向けてジョブのトレーニングをしていく、そのことを念頭としてやっていくのがまず第一義で、捉えが大事なのだろうと日々捉えているものであります。その上に立って福島県の研修センター等々、また人事交流等々、そういった中において、今復興に向けての新しい事業等々取り組んできた職員の方々一人一人はこの苦悩を乗り越えてきたわけであります。そういった苦労を重ねて日々の中で受け止めていくとともに、今般この業務遂行、研修を実行していくことにおいては改めて確認をしていきたいと、捉えていきたいと思います。令和７年度のやっぱり研修計画の立案というものを企画していくということが大事であると。そのことが中長期的に１年、２年、３年と、財政でいう場合には３か年というのが通常捉える中長期のベースになりますけれども、町の町勢振興計画は10か年でやっておりますので、そういった今第３期に向かう町勢振興計画に向けて、このいわゆる人事、能力アップ、スキルアップを求めていく研修についてもそこにフィードバックできるような、そういった捉えというものも大事だというふうに念頭いたすものでございまして、改めて検討して対処してまいりたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　そういった実践計画を含めてやってもらいたいと思います。

私からは、職員同士が、職員の仲間がやっぱり個々の業務を持っていて、それを上げるとか、まして職員がやる気を起こさせるために、町として職員提案制度というのを推奨していますよね。私なんかの会社、前に勤めたときはこういったの結構やっているのです。現場でもやるときには何か改善ないか、ないかということの、もう現場が始まってから終わるまでやっていますから。やはり私はこの職員の提案制度というのは物すごくいいと思うので、こういったことをさらにいろんなやり方を、この制度は毎回やっているのか、年ごとにやっているのか、あるいは何かのテーマを捉えて提案しろって言っているのか、その辺をぴしっとこの制度、運用の仕方によっては職員からいろんなアイデア出ると思うのです。ですから、その辺を私としてはもっと職員のやる気アップのためにもやってもらいたいなというふうにちょっと思います。

あと、契約をするということは相手があって、相手とやるわけですから、そうすると人間にはい

ろいろそれに対して折衝の仕方を、そういったの得意でない人もいるわけです。ですから、そういったところも含めてやっぱりいろんな意味で、町で言えば上職さん、課長、課長代理とかになるのですけれども、その辺も定期的に、これ定期的に何回も繰り越さないとちゃんと、人間というのはさっき言ったようにやる気というのは出てこないと思うので、してもらいたいかなということで、１問目はこれで質問終わります。

それから、２問目として、金額上位のことで今３点ほどちょっと教えてもらいましたけれども、結構随意契約でも3,000万円以上ですよね。これに関してはいろいろこの随契するに当たってはそれぞれ理由があって、この３件とも、１つでもこれ随意契約でいろいろ項目があるから、それはそれで別に悪いことではないのですけれども、私がちょっと今この３件聞いた中でもずっと何回も同じようなことをやっている業務あるし、初めてのこともありますよね。そういったことだと、やっぱり前回の定例会のときに、町長から工事関係の履行においては限りある体制の中で、要するに職員の限りある体制の中でどのように対応して成し得ることか検証して、ＰＤＣＡを回してやりますよというような回答があったのです。ですから、私も多分、今3,000万円以上ですけれども、100万円くらいの随契っていっぱいあるのかなと、この321件の中には。ですから、私もこのＰＤＣＡサイクルというのは、計画して、実行して、評価して改善という、そういう一連ですけれども、この辺私はこういうＰＤＣＡ回すとき、その改善とかアクション、そういうことが、反省的なものが大事だと思うのですけれども、町長はどうですか。業務をやるときに併せてＰＤＣＡを回すときに、町長としてはどこが一番大事だとお考えですか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　業務遂行に当たりＰＤＣＡを回すことにおいての要点についてお答えをしたいと思います。

まず、このプラン・ドゥ・チェック・アクション、これを回すということは、スタッフの中でしっかり信頼と情報共有とスキルアップを基にした履行ができ得る体制がなければならないというのが第一であるということにおいては、先ほどご質問いただきました。今この復旧、再生の状況において、機構改革も３度実行してきました。いわゆる職場体制というものを確立をして、機能できる体制にするということであります。そのことにおいては、今随契が300件を超えております。これは3,000万円超えることにおいてはご承知のとおり、施行令167条の２の第１項の２号において該当するものを捉えているものでありまして、そのことにおいてもまず予算ヒアリングの段階で各課長さん、副町長、教育長さん、そして町長と、このヒアリングをステップ・バイをしていくということにおいて、繰り返しこの随契をもってして履行している予算、決算において、再度毎年度その内容は確認をして、正確に適正にこの計上がなされているのか、そこは確認をして捉えているものであります。この上位３件の中でも、その中においてはこれまで培ってきた長きにわたる取組において在り方そのものも検討していきましょうということを５年来取り組んできました、令和の入る前

から。この取組をもってしてこの事業についても展望でき得る体制に捉えていくと。これは随契であります。工事、そして債務負担行為の取組等々ありますけれども、限られた職員体制の中で効率よく業務が遂行していく、そして最後にまとめたいと思いますが、やはりその展望のまとめについてはその報告と連絡と相談、ホウレンソウと言われる極めて第一義な心をしっかりと捉えていくことにおいて、予決算に当たる予算計上からの業務遂行において取り組んでいく、その捉え方を受け止めているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいまの時間は11時59分であります。３番、高木光雄議員の一般質問が終了するまで会議を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、３番、高木光雄君の一般質問が終了するまで時間を延長することに決しました。

質問を続けます。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　続けて質問させていただきます。

今、町長からＰＤＣＡとかもろもろあったけれども、ただ役場の仕事というのは単年度の事業ですよね。ですから、確かに今我々このＰＤＣＡを現場では回すのですけれども、例えば２年とか３年であれば、それをでは来年、次回改善しましょうとかってあるのですけれども、役場の場合は単年度事業なので、やはり先ほど言われた３件の工事が、321件のいろいろ業務委託の件数に関しては、やはりそれが終わったらやっぱりそこで反省会とまでは言わないですけれども、何か今回やったのはいいかとか、悪かったのか、それを来年度に反映するということは多分やっていると思います。ですから、特に大きいような事業の場合は、私からすると業務改善検討委員会みたいな、そういったものを何か立ち上げて、次回はこうしましょうというのを、これは各課だけではなくて、各課横断的にやればもっと効率的にちょっとやれるのかなということですし、また職員同士もいろいろ勉強、教育ができているのかなということで、その辺はこのＰＤＣＡも併せて、あるいはその反省も併せてやっていただきたいということで、この２問目に関しては質問終わります。

それで、１番目の３点目の町民号の話をちょっと聞いたのですけれども、これに関しては何で私この質問したかというの、この町民号に関しては先月120名くらい参加して、これは町の親睦を図るということで、これは私は反対しません。結構だと思っている。ただ、今募集要項が、これが我々が前回の定例会、３月の中旬やっていたときに、広野の広報ありますよね。あそこに入ってきましたね、チラシが。チラシ入ってきました。それに関しては、もう既に企画の会社も、行き先も、そしてさらに私があれっと思ったのは、１人５万円かかります、そのうち町の負担金が３万円、自己負担、それも明記してあったのです。それは我々が３月の定例会やっているときに、まだ予算審

議中で、また承認していない前に回ってきたので、それはちょっとおかしいのかなということで今回質問した背景にはあります、１つそれが。ですから、こういったやっぱり町に、町民のためにやるわけですから、これはちょっとやっぱり議会とか事前にそういったものは何か話していただきたかったなということが１点。

それから、これに関してもう一つちょっとお話ししておきたかったのは、今回120名、前回が84名ですか、そういう町民の人が参加しました。この参加した人は基本的には広野町の住民の方だと思うのですけれども、だんだん人数が減ったせいか分からないのですけれども、今町内で企業に働いている人々もここに入っています。それは仕方ないかなとは思うのですけれども、そういった町民号に対しての参加者の基準みたいなものが町でどういうのがあるのかというの１つと、もう続けてちょっと質問します。

私がこれを質問した一つの背景には、今回35回、２年に１回だとすれば、もう70年前ですから、昭和の時代。昭和の時代に、これは一つの目的でしょうけれども、何かＪＲ、旧国鉄、そこのところのそういったＪＲの鉄道を利用するとか、あるいはバスを利用するとかって、そういうことの広野町に特急を止めるという大きな目的があって、それであればそういうものを利用して町の町民も親睦を図るかという大きな大前提の目的があって、それに対して町もいいということで何かやってきたのかなってことあるのです。ただ、そういった場合に、今回ぱっと見たときに、では町として何か大きな目的があって、ただ親睦だけということであれば同じ税金を使うにしても何かもったいないかなというふうに思うので、今後、あと２年後やるかどうかは分かりませんけれども、そういった場合にはもう少し町が今後大きな事業をやるときにそれに向かって、戦略という言葉はちょっとふさわしくないかもしれませんが、やっぱりそこを踏まえてそういう町民号もやるべきではないかなと思いますけれども、この２点、町長、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　まず、１点目でありますが、議会の決裁を受けてから周知を図ったということで、審議されている最中にお届けをしたと、回覧をしたと、広野のホームページにアップしたという事実はございません。３月の21日にそれがアップしたということであります。しからばその審議している際に準備に当たっていたということにおいては、期間が短いということもあって、それで準備をさせていただいていたということでございまして、それがオーケー、ご議決をいただきまして、その事業が履行できるという際にプリントアウトしていただいて対応に当たったという経緯でございますので、ご理解いただければと思います。

２つ目でありますが、町民号の在り方、ビジョンについてであります。そもそも昭和47年に第１回目が開始されました。今１万人を超える町民、方々が参画をされていただいております。その目的なるものは、今ご指摘いただきましたように、特急列車を止めるというのが目的であったということであります。しからば、その目的が終えているのであれば町民号の展望はいかがなものかとい

うことも検討してきました。震災に遭遇をして避難生活を余儀なくされてから、戻るに際して地域のコミュニティーというそのコミュニティーの在り方、意義は、行政区が動こうとしてから今日のこの日を迎えております。なかなか全体的にその震災以前に基づく行政区の展望というのはなかなか厳しいところがございまして、つきましてはこの行政区のみならず、町全体の運営に当たるこの事業、企画、帰還等々においても、やはり今震災からの十有余年の中においては継続をしていくことが肝要ではないかということを協議しながら来たところでございまして、以前申し上げて触れておりますけれども、時限立法の20年までの間にどのようにこの業務の遂行という、運営というものを成し得ていくかについては今検討を重ねているところでございまして、ついては今の町民号もその一つとして捉えて、よりよい業務執行に当たることができるように検討を重ねてまいります。

先ほど参加者等々の話触れていただいた際には、在り方については震災以前と全く同じ条件で捉えて取り組んでいるところでございまして、そのことも含めて在り方について展望していくことが肝要だと受け止めるものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。

私は何でそのＪＲにこだわるかというと、やはり今確かにＪＲとしてはコンパクト駅舎造りました。そして、自由歩道とかエレベーターも造りましたけれども、例えばそういうＪＲとの関係が何らかの形で綿密に役場と伝わっていればもしかしたら、あれだけもう数億円かけているわけですね、トータルで。であれば、ほかの自治体みたいに駅上の庁舎とかって、そういったことも、あるいは降りたらそのまま東に行くとか、何かそういうことも、今結果論ですよ。結果論ですけれども、やっぱりそういう長期的なものの相手と交渉するような玉というか、そういうのを持っていれば、やはりこういう単年度の事業もあるいは長期的な事業もそういったことを含めて、これは町民号を例えに今回しましたけれども、そういうふうに今後は検討してもらえればいいかなと思います。これで、時間もあれなので、次の質問に入りたいと思います。

それでは、２番の質問としてちょっと読み上げさせてもらいますと、ワシントンでの講演成果について。質問の相手は町長。質問の要旨として、町長が令和７年２月９日から14日にかけて、米国ワシントンＤＣにて東日本大震災及び福島第一原発事故後の復興に向けた広野町の取組などをテーマに各地で講演を行った記録を公益財団法人日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団（略称：日本ＧＩＦ）が、「令和６年度　広野町長米国出張報告書」と題して発行しています。この報告書について質問をいたします。

（１）、日本ＧＩＦと町との関係を伺います。

（２）、町長は「広野町の復興と再生の道のり」:「早期帰還」から「幸せな帰還」というタイトルで講演をしていますが、「幸せな帰還」について簡潔に説明をお願いいたします。

（３）、当町からの渡航者は町長１人と思います。渡航費用については、令和６年９月定例会で

特別旅費として150万円補正計上しましたが、実際に費やした金額を伺います。

それから、最後、渡米全体行程等については日本ＧＩＦが同報告書へ詳細に記述してありますが、町民全てが町のホームページを見ているわけではありませんので、町長自らが町民へ成果を発表すべきと思いますが、どのような考えか伺います。

お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目の１点目、日本ＧＩＦと町との関係について伺いますについてであります。

公益財団法人日本グローバル・インストラクチャー研究財団は、国際社会と連携し、関連する科学技術を広く活用した調査研究及び国際交流事業などを推進し、主務官庁を外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省とする公益法人であります。公益財団法人日本グローバル・インストラクチャー研究財団との関係につきましては、平成26年から平成30年の５か年にわたり復興庁の支援を受け、町内で国際フォーラムを５回開催し、国際フォーラムの招聘者として参加し、町民の帰還へのアドバイスや仮設住宅において避難する町民との交流をいただいた東京大学大学院名誉教授で公益財団法人日本グローバル・インストラクチャー研究財団理事長、中山幹康氏とのご縁から国際フォーラム以降においても定期的に来町いただき、復興、創生への町づくり等について意見交換を行うとともに、様々なご助言をいただいております。

ご質問の２番目の２点目、「幸せな帰還」について簡潔に伺いますについてであります。「幸せな帰還」につきましては、平成26年度に実施した国際シンポジウム「広野から考える」～避難先からの“幸せな帰町”に向けて～において、決議、発出された広野からのメッセージにおいて、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた町民が、広野町への帰町を自らの意思を選択し、帰町に至るという概念であります。

ご質問２番目の３点目、渡航費用については、令和６年９月定例会で特別旅費として150万円補正計上しましたが、実際に費やした金額を伺いますについてであります。本年２月９日から14日にかけて行った米国出張に係る費用につきましては、町長１人分において、航空運賃、滞在費、車代、レンタル携帯、旅行保険代、合計128万7,970円であります。別途、国の委託事業として、経済産業省の地域の魅力等発信基盤整備事業により、通訳者費用42万円の支援を受けております。

ご質問の２番目の４点目、町長自らが町民へ成果を発表すべきと思いますが、どのような考えか伺いますについてであります。本年２月９日から14日にかけて行った米国出張に係る「帰町を成し得て、復興創生のまちづくりの取組について」の報告につきましては、広野町ホームページに掲載

するとともに、広報ひろの３月号において、米国ワシントンＤＣでの講演内容を掲載し、町民への周知を図っています。また、講演、セミナーの内容について、公益財団法人日本グローバル・インストラクチャー研究財団がプレス報道しています。今後において、様々な機会を捉え、米国出張の成果等について町民へ発信してまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　どうも説明ありがとうございました。

あと何点か、最初の日本ＧＩＦから、今その関係的なものを話してもらったのですけれども、ちょっと私が勉強不足なのかもしれませんけれども、町が具体的に何かいろいろ支援してもらったとか、あるいはこの団体と提携を結んでいるとか、そういうことをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいま答弁で申し上げました国際シンポジウムから始まった国際フォーラム、５か年取組をしました。これ復興庁の支援事業でありまして、約6,000万円ほど支援をいただいております。そのほとんどの費用が海外の研究者の渡航費用でありまして、その中に今般日本ＧＩＦが企画協力体制を整えていただく講演等において、環境保護研究所のカール・ブリックス博士とか、そういった研究者も入って取り組んでいただいておりました。つきましては、当時東京大学大学院名誉教授の中山先生の下で各大学、仙台、都内の研究者の方も来訪いただき、そしてこのご助言、指導等々をいただきながら、自らの意思で帰還をするということについては尊厳のある、いわゆる尊厳ある帰還ということについてはそのようにフォーラムを捉えてからの取組であります。

ＧＩＦとの関係性については、その取組の中において研究者の方々が皆集われて取り組んでいる取組でございまして、もう一つだけ触れさせていただきますと、世界銀行189の国が支援を出して、世界の持続ある国を支援していくという、サステーナブルな支援をしていくという取組をすることも世界に向けて、そもそもこの理事長先生は常に海外を歩いておる方でございまして、ついては今主務、主管である一つの外務省をはじめ様々な政府関係省庁とのやり取りから展望に当たるものでございまして、つきましては復興庁、経産省をはじめとして、この渡航についての成果についてはしっかりと受け止めていただき、評価をいただいているところでございます。これも全て帰還を成し得た広野町民の皆様、方々の展望、復興、創生、再生への取組が評価されてのことということで、１Ｆ廃炉からの展望に向けていく十有余年の今過程においての取組と捉えているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。

それでは、先ほどの町長の早期帰還から幸せな帰還ということでちょっと話してもらったのです

けれども、日本ＧＩＦが出したこの報告書の中を見ると、ちょっと２つほどどうなっているのかなというのがあります。１点は、これで３か所ですか、４か所でいろいろ講演していますけれども、残念ながらこの相手方とやったときに、それに対してのどういう質問があって、どういう答えがあったかというここが書いていないのです。例えば町長がいろいろ説明した中で、やはり私なんかは帰還率の問題とか、放射能の問題とか、いろいろあったかと思うのですけれども、その辺何か主立ったもの、２点くらいでいいですから、こういうことが質問があって、こう答えたなというのをちょっと教えていただければと思いますけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　中の報告については、関係機関と町はその報告書を手元に受け止めております。限られた時間ですので、その内容について質問をまず申し上げさせていただければと思います。震災の経験は、ＣＯＶＩＤ―19、いわゆる新型コロナウイルスの経験値を履行したのかと。この放射能のリスクの解読をどう解釈したのかと。なぜ広野町は移転をせず、再建を選んだのかと。震災後、新たな移住者はどのような人なのか。新住民と地元住民とはどのように協力体制をしたのか。原子力発電所とエネルギー政策についての考えを述べよ。広野町はビジネスに開かれている。国際的な訪問者を引きつける要素、どのようなものを持っているのか。町の特産品について説明を詳しく求めたいと。環境保護、生態系の回復について述べよと。復興プロジェクトは、広野町の自然災害、気候変動対策を考慮したもの。その計画性を述べる。復興プロジェクトの実施については、組織やグループの協力はどのようになっているのか等々、質疑応答でいただいたものでありました。その質問は予定外の質問で、ノー原稿ですから、それを答えて理解をいただいたものでありまして、ちょっと触れさせていただきますと、広野町の事例は世界の防災、復興戦略にとって貴重な示唆を与えるものであるということで、国際的な交流、新たな産業の創出を進めることでレジリエンスな向上を図っていくことが質疑応答で明らかになったと。つまり１Ｆ廃炉に向かっていく地域は、永続性に向かっていくということを世界の法学者、いわゆる研究者、方々の集合体の中で、世界を代表する大学の研究者でありますので、その方々に受け止めていただいたという内容でございます。この内容については手元にございますので、私は聞かれればお答えをするというふうな立ち位置で今おるところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。あと何か分からない点があればちょっと教えていただきたいと思います。

それから、あと３点目の、先ほど費用に関しては約128万円かかったということなのですけれども、いろいろ先ほど広報ひろのにも書いてありましたけれども、向こうの大学というか、関係者から招聘されたって書いてあるのです。招聘された（依頼）なのか。ただ、招聘というと、何か招聘した側が、何となく、いや、分かった、交通費くらいは持ちますよという、何かそんなふうに取っ

てしまうのですけれども、そういったこと、この旅費が幾らということはありません。ただ、やはり今この時期に町長がアメリカに行って、それで講演したわけですから、これ費用対効果ではないですけれども、やっぱりこの辺はぴしっと。国内ではないですから、その辺はやっぱり先ほど言ったようにぴしっと報告を、この広報にちょっとということではなくて、何か機会あったときに。というのは、これ向こうで講演したときに何人か聞いた参加者もいると思うのですけれども、参加者が町長を見て、広野町はこうして復興したのだ、これからどうなのだということも多分向こう聞いた、参加した人たちは多分どうなのかなというふうに思っていると思いますから、その海外の人に対しても期待外れにならないように、やっぱり町長としてはいろいろ事業をやるべきかなというふうにちょっと思いました。

それで、あと時間、もうこれ最後の質問にします。あと、この中でちょっと気になったのが、初日ですか、初日だか、東京電力の事務所のほうに何か２時間行っていろいろ打ち合わせしたというか、訪問したようなことになっていますけれども、これに関しては東京電力の海外の事業所に行って、何かの御礼なのか、あるいは町でも震災後東電にはいろいろお世話になった経緯もあるとか、あるいは海外のいろんなことで行ったのか、ちょっとそこだけ気になったのですけれども、これで最後の質問にします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　東京電力御社におかれましては、海外事業所を３つ世界に持っておられると伺っております。アメリカワシントンＤＣ、チャイナ、そして英国セラフィールドに向けてということで、つきましては経産省御省との連携、共有の中において今般取組をいただいたものでありまして、つきましてはこの福島復興に歩む今広野町が各市町村とともに取り組んでいる現況において、今現況の状況をお話を、協議すべく、ご挨拶に伺ったということであります。セラフィールドのときも全く同一でして、いっときお会いをしてご挨拶に上がったというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。

これで私の質問は終わらせていただきますけれども、前回の定例会もやはり町の事業の流れとかいろいろ聞きましたけれども、この辺も含めてきちっと事業というものを町民に分かりやすいように、あるいは町民がこれはどういう仕事だとか、窓口に来たらその辺もぴしっと答えられるように、いろいろ職員にはその辺も含めて周知するようにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　これで３番、高木光雄君の一般質問を終わります。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第１日目の日程は全部終了いたしました。

これで今日の会議を閉じます。

明日は午前９時から会期２日目を開きます。

ご協力ありがとうございました。

（午後　零時２９分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　西　内　玄　太

署名議員　　北　郷　伯　弘

第 2 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

令和７年第２回広野町議会定例会会議録（第２日）

令和７年６月１７日（火曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第３１号　広野町原子力災害による被災者に対する令和７年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定について
日程第　３　議案第３２号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第３３号　工事請負契約の締結について
日程第　５　議案第３４号　工事請負契約の締結について
日程第　６　議案第３５号　工事請負契約の変更契約について
日程第　７　議案第３６号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第２号）
日程第　８　議案第３７号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　９　議案第３８号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１０　議案第３９号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１１　発議第　２号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
日程第１２　委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（７名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　　浩　君		

○欠席議員（１名）

８番　門馬　まりえ　君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　　智　君
副町長	杉浦　孝幸　君
教育長	根本　良政　君
参事兼総務課長	飯島　洋一　君

参事兼 復興企画課長	加	賀	博	行	君
産業振興課長	黒	田	泰	将	君
建設課長	松	本	周	次	君
参事兼 環境防災課長	佐	藤	尚	文	君
健康福祉課長	金	子	一	隆	君
こども家庭課長	北	郷		功	君
参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠	藤	義	宏	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は７名であります。

なお、門馬まりえさんからは欠席の届出があります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第２回広野町議会定例会第２日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

７番　遠　藤　　浩　君

１番　西　本　久　雄　君

を指名いたします。

○議案第３１号　広野町原子力災害による被災者に対する令和７年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第31号　広野町原子力災害による被災者に対する令和７年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。議案第31号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、東日本大震災に伴う原子力災害の被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料についての減免措置を講ずるため、新たに条例を制定するための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第31号　広野町原子力災害による被災者に対する令和７年度における国民健康保険税等の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第３２号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第32号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第32号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和７年度の国民健康保険税を賦課するに当たり、税率の変更及び軽減額の改定を行うため、当該条例の一部改正が必要となり、所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第32号　広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議案第３３号　工事請負契約の締結について

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第33号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第33号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、広野町役場新庁舎空調設備改修工事の入札を去る５月28日に執行いたし、株式会社オーム電気が落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ただいまの地球温暖化対策、計画書の中が23年の３月に策定されたというお話をいただきまして、私もこの策定した中身を見ましたらば、この事業が来年の８年度、９年度ということでなっているのですが、今回前倒ししたというか、このことについては何か原因があってやったのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今、計画の事務事業編で８、９年度になっているのだけれども、７、８に前倒しになっているのなぜかというようなご質問かと思います。事務事業編ちょっと今手元にないのですけれども、私が申し上げました令和６年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金につきましては６年度から６、７、８、９、10の５か年事業でございます。これは、環境省のほうから8.8億円の補助が確定していると、中身でございます。空調の改修については、５か年のうち７、８の２か年で実行するということで承認をいただきながら、補助金の交付決定をいただいているものでございます。ですから、事

務事業編との差異というところは事務事業編をちょっと見ないと何とも言えないのですが、あくまで補助金の活用については７、８の２か年で実行していくというようなことでございます。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ちょっと教えていただきたいのが落札額についてなのですが、大分5,000万円から8,700万円までの幅があるように感じられます。その中で今回の5,100万円で落札されたときの落札率というのは幾らでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　１番、西本久雄議員のご質問にお答えします。

今般の株式会社オーム電気さんの落札率でございますが、49.2％でございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。49.2％ですか。さすがに、広野町は先日、前回ですか、高木議員が一般質問の中でも最低価格とかいう話がありました。広野町は、まだ設定されていないようです。その中で49％。もうこれ県の基準からいっても、低入札案件です。広野町、今回この工事に対して、ここまでさすがに低い金額でなってしまったときに、今後に対してもそうなのですが、管理体制、受入れ態勢、品質確認等についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまの西本久雄議員のご質問にお答えします。

応札額が低いのではなかろうかと、品質管理をどのように担保していくのかということでございます。今般の入札に関しまして、札を入れていただきました各事業所のほうの入札内訳書というものを比較してございます。やはり大きな要因という部分が機械設備の冷暖房設備、加えて電気設備の動力設備、受変電設備の金額が他社と比較して低い。基本的には仕入れの問題なのかなというふうに思ってございます。今般入札につきましては、約85％から約50％の幅で札のほうが入っているというようなところでございます。２番目に低い事業者に関しましては６割程度という形で、ばらつきがあるのかなと。設計のほうも精査しましたが、見積単価も基本的には３社比較をしながら、聞き取りも加えて見積単価のほう設定しております。基本的には企業の努力でこの価格になっているのかなと。

おただしの品質の部分でございますが、当然落札いただいたオーム電気さんについては、特定建設業の許可を電気、管工事等持っております。加えて当町における実績、例えば桜田住宅であったりとか、学校の電気設備工事のほうも請け負った実績もございます。そういった設計書、仕様書に基づいて承認願等々も出てくると思います。この事業に関しては設計監理のほうも発注予定でござ

いますので、そうした部分で基本的には品質の担保、着実な施工を捉えていきたいというふうに考えてございます。

加えて、先般の一般質問等々の中でも最低制限価格の扱いどうなのだというところもございますが、そちらについては既に協議のほう始めてございます。当町においては、金額によって一般競争入札10億円以上というような規定もございますが、県などは金額をもっと低くした中で一般競争入札というところで、やはり品質の担保というところで最低制限価格制度の導入を行っているところでございます。そういったことを踏まえながら、当町においてもどのような在り方がよいのかというところについては今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。県の基準とかでいきますと、直接工事費、最低入札価格よりは、おのおのの項目で底を切ると低入札等になっているはずです。仕入れ等の話もありますが、そこはある程度基準を設けておかないといけないのかなとは僕は思います。品質の安定した確保という意味でも。そういった意味でも今後総務課さんのほうには入札の条例のほうの見直しというか、そういったこともお願いしたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問についてお答えします。

どのような入札の在り方がいいのかというところ、当町の事業規模も含めながら庁内でも検討を始めておりますので、そういった中で議会の皆様のほうにお示ししていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今ちょっとお話聞いた中で、落札率が50％以下ということであれば、これ予定価格１億以上ですよね。私も今西本議員言ったように、品質とか何か大丈夫かなって。落札した会社は、過去にも50％ぐらいで取っていることがあるので、今課長答弁あったようにいろいろ信頼ある会社ということで、その辺はきちっと管理してもらいたいと思います。

ちょっと私２点ほど。これ10者指名しているのですけれども、４者辞退しました。これはどういうことか確認したのか。

それと、この10者のうち１者だけが広野町の業者です。今のこの内容からすると、多分例えば１億円のうち材料費が相当な金額を占めるのかなと、工事費より。そういった場合に、やはり地元の会社どうのこうのというわけではないですけれども、例えば材料と工事を分離発注するとか、何かそういうことにすれば税金払っている広野町の会社が、何社かにそういう指名がなるのかなというふうにちょっと思うのですけれども、その２点いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今般指名した10者のうち、町内業者２者ということでございます。ほか応札いただかなかった、辞退された企業の理由でありますが、施工がどうしても閉庁日を基本としてやっていくというようなところもございますので、そういったところもあるのかなというところ、詳細までは聞き取っておりませんが、やはり施工の管理体制の問題があるのかなというふうに考えてございます。また、工事とそういった部材といいますか、材料を別に発注したらどうなのかということでございますが、分けることによって経費が上がったりとか、様々な要因もございますので、どういった入札の、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、どういった発注の仕方がいいのかというところも含めて検討はしてまいりたいと、それについては今後お示ししていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　１点だけお伺いしたいのですが、空調入れ替えて、今使っている空調、燃料とかかなり消費していると思うので、燃料の運転費用とかもかなりお安くなるのではないかなとは思うのですけれども、燃料は使わなくなるという認識でよろしいのか。あと、分かる……運転費用お安くなるかどうかだけお聞かせいただけると助かります。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

ランニングコスト、油代なくなるというようなご理解で結構かと思います。あくまで電気ということで、それの電気につきましても、今グリッド化しているような、発電している電気を庁舎のほうで消費していくという形になりますので、基本的にはエコを推進していくというような事業でございます。ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第33号　工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第３４号　工事請負契約の締結について

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第34号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第34号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、旧広野駅舎交流施設改修工事の入札を去る５月28日に執行いたしましたが、指名事業者のうち１者を除き、全て辞退したことにより入札不調となったことから、６月４日、唯一入札の意思を示した仙建工業株式会社福島支店より見積りを徴した結果、予定価格を下回り、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約により工事請負契約を締結いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　２点ほどお伺いします。

ちょっと先ほどもだったのですけれども、この入札の結果で４者のうち、辞退３者しています。これに関しては１者以外は入札の意思がなかったという発言なのですけれども、これはもう入札前に辞退届があったのか、あるいは入札当日、例えば規約で１者しか来なかったので、不調にしたのか、その点と、この金額に関してはここに２億4,000万円と書いてありますけれども、この辺も結果的には、これも随意契約になったと思いますので、もし入札率が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、１点目でございます。辞退届は、入札日が５月28日でございましたが、それぞれ清水建設、鉄建建設株式会社におきましては５月19日に辞退届いただいておりまして、ユニオン建設株式会社におきましては５月14日に辞退届をいただいております。入札につきましては、広野町におきまし

ては、入札の当日に１者の場合には入札を行わないということにしておりまして、その運用にのっとりまして今回このような形になっているところでございます。

また、２点目でございます。落札率ですが、98.2％となっております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　承知しました。

この指名した４者のうち３者は鉄道関係の会社で、１者が清水建設なのですけれども、やはり私なんかも会社とかで営業していたときに、やっぱり発注時期とかいろいろ、例えば今回この工事に関して、条件としてＪＲ接近工事管理者というか、そういう管理者が絶対ＪＲの仕事をする場合はそういう資格、講習とか何か受けて、そういう管理者を置かなければならないというあれがあります。ですから、指名されても、なかなかそういう人はいるのですけれども、突然指名されても、公募できない、応募できないというようなこともあると思うのですけれども、その辺に関しては、例えば今回これ不調になりましたけれども、では指名会社をもう一回別な人に、別な会社にして、そういったことは、何らかの理由あって急いだのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　ただいまのご質問にお答えします。

まず、今回の工事でございますが、補助金を導入しております。１つが福島再生加速化交付金、１つが県からの補助金であります避難地域復興拠点事業交付金というものを活用しております。補助金につきましては、まず地方自治体におきましては単年度会計になっておりますので、発注時期につきましてはどうしても今般、今回の５月の入札にというのが急いだ結果で、５月の入札にはかけたところでございます。前年度に設計をし、当年度に工事の発注をするという運びになっておりまして、なかなか繰越事業等でないと前年度から工事を発注して、２か年にわたるというのは難しい状況にありまして、発注時期につきましては今回の５月になっているというご理解をいただきたいと思います。

あと、もう一つご質問いただきました指名替えの件についてでございます。今の回答に重複するのですが、今般３月まで、どうしても工事を完成させたいというふうに思っております。こちらは補助金の関係でございます。そういった関係で、新たにまた別の工事として発注する場合に設計の見直しをしなくてはなりません。同じ内容では発注できませんので、そういった時間的余裕がなかったということもありまして、今般地方自治法施行令167の２第１項第８号の規定に基づきまして随意契約を締結させていただいたということでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ちょっと教えていただきたいのですが、今回の工事の中で交流施設棟改修一

式となっていますが、平面図等を見て、待合所としてとか交流施設として、側の改修なのでしょうか。これ内側のベンチ等を待合所として、交流施設として中を改修する予定はこの中に含まれているのですか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

工事の概要、建築工事、交流施設棟改修ということで、中も当然改修いたします。説明資料の５ページの、ちょっと小さくて見づらいと思うのですが、大変申し訳ございません。真ん中に交流施設がありまして、右側に既存トイレと左側に新駅舎、薄い水色のところが今回の工事対象の部分になっております。薄い水色の升目のところが外構工事部分、そしてひさし等、そして交流施設のところでベンチ、交流施設の中にはベンチ等を置きまして、なるべく多くの方が中で交流というか、できるような施設で、中も当然改修するという内容になってございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今の関連で、この交流施設の大きさを見ると、大体11坪くらいなのですかね。1.8掛ける5.4で、あと1.8。そうすると、畳22枚というと10畳２間くらいなのですけれども、これが本当に交流施設と言えるのか。その中にいっぱいの人を入れるのだというイメージがちょっと湧いてこないのですけれども、その辺のあたりのところが、私は交流施設といったから、かなりもっと広く感じたのだけれども、ちょっと今計算してみたらそんなに大きい施設ではないなということをちょっと、我々の、私のうちから見れば10畳２間といったら、というイメージ持ったら、そんなに人が入るような状況にはならないなというふうに思ったのですが、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、坪数でいうと30坪程度かと思います。今の現状の駅舎を、中を改良するので、30坪程度になろうかと思います。また、交流施設という名称でございますが、こちらは補助金の要綱等がいろいろございます。補助金を、いろんな制度上当てはめるために、そういう言葉を使ったりすることがあります。本来ですと、一般的に駅は待合所という考え方もございますが、あえてここは先ほどの事業の目的にも記載しておりますが、交流施設という言葉を使わせていただいて、有事の際には災害情報や避難経路情報を発信できる避難場所、それ以外には平時は地域交流施設で活用することもできますというようなことで補助金の申請をしているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第34号　工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議案第３５号　工事請負契約の変更契約について

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第35号　工事請負契約の変更契約についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第35号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年第４回臨時会において議決を賜りました林専道狼山叶沢線５区画開設工事に係る変更契約の締結について議会の議決をいただくための提案であります。

変更の主なものは、工事請負契約の変更によるものであります。

詳細な内容につきましては、産業振興課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　では、ちょっとですね……この数量で工種が５つしかないのですけれども、実際にはこれよりももっと細かくあるのかなというふうに思うのですけれども、この表だけでいくと例えばのり面工、植生基材吹きつけ工厚さ３センチと１センチ、それぞれ本来であれば何か面積が減った数と増えた数同じでもいいのかなと思うのですけれども、減った数が多いということは実際現地の状況を見て、やらなくなったというふうに理解してよろしいのかというのが１点。

それから、排水工で、径150の暗渠管を入れたというふうに書いてあります。ただし、この標準断面図等を見ると、蛇籠の図面になっています。蛇籠を設置したようになっているのですけれども、これ産業厚生常任委員会のときもちょっとあったのですけれども、今回盛土ののり勾配を１対1.2から１対1.5ということは緩やかにしたということだと、そのときも質問したようにのり面がその分高さ１メーター大きくなるわけです、こうなるから。そのときには構造物を造るということの、たしかそういうふうに説明いただいたのですけれども、今回はこの図面がちょうど蛇籠が入っているので、擁壁ではなくて、蛇籠をそういうところに使ったのかなというふうにちょっと私理解していたのですけれども、ただ今の暗渠排水工の説明のところでは湧水等によって、径150の排水溝だけ書いてあるのですが、そういった構造物、蛇籠等に関しては実際に現地のほうでは変更としてあったかどうか、その辺をお伺いしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

のり面工の植生基材吹きつけ工につきましては、説明資料の５ページ目になりますが、のりの高さの小さいところ、そういったところにつきましては現場のほうで崩れてしまって、なくなってしまうという実態がありますので、こちらのほうの面積について減となっております。

２点目の排水工におけるのり勾配の布団籠の部分につきましてですけれども、１割２分から１割５分に変更したときに、地山で追いつかなくなる部分につきましては構造物の設置というものを現在検討を他の工区でも進めております。ただ、こちらの工区におきましてはそういったところはなかったもので、今回排水溝の末端に布団籠を設置して、吸い出し防止材を設置して対応したというようなことになってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第35号　工事請負契約の変更契約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議案第３６号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第36号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第36号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ789万2,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、財産管理費、社会福祉総務費、林業振興費、防災対策費の増額計上のほか、４月１日付職員の人事異動に伴う人件費の調整ほかの計上となっております。

歳入の主なるものは、国庫支出金及び県支出金の増額計上及び財政調整基金費の減額計上となっております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、こども家庭課長。

（こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

（参事兼教育次長兼学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　お諮りいたします。

ただいまは10時23分であります。ただいまから10時40分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時40分まで休憩いたします。

（午前１０時２３分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４０分）

○議長（渡邉正俊君）　それでは、一般会計補正予算について説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、１件だけちょっと確認をさせていただきます。ページ数が10ページ、11ページ中段、２款１項１目の中に賃借料、これ先ほど総務課長は、ちょっと私の勘違いならごめんなさい。85年の来月に向けて、そしてそれに向けた８月に全国の朝のラジオ体操を町に招聘して実施するのですというお話聞いたのですが、非常にこれは私の老人会としても、毎回ラジオ体操やっているものですから、こういうのを望んでいたのです、正直なところ。それで、８月のこれいつ頃開催するのかちょっとお聞きしたかったなと思ったのですが。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のご質問にお答えします。

夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会につきましては、本年の８月の６日に開催する予定でございます。

〔「何曜日」の声あり〕

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　水曜日になります。

〔「了解しました。間違いないね」の声あり〕

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　はい。間違いございません。こちらにつきましては、昨年来手を挙げていて、６月になりまして正式に決定を見たということでございますので、間違いなく開催される運びになります。今後町民の皆様にはお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

〔「雨の場合は……」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。挙手……

○２番（渡邉忠義君）　雨の場合はどうしましょう。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問にお答えします。

雨天の場合は中止という形、あくまで芝生の広場でやる想定でございます。そういったこともございますので、晴天を願うばかりかなと思ってございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　25ページです。８款の３目の細目で広野駅周辺整備事業ということで、さっき課長から説明いただいたのですけれども、これの実際に仮待合室をつくるということなのですけれども、いつから使えて、これを町民にどのように周知するのか、その辺をちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今日議決いただきましたら、その後準備等に入ります。賃料につきましては、７月から３月までを積み上げております。周知につきましては、まずふたば未来学園等に赴き、説明をしていきたいと思っております。あとは町民の皆様には回覧と、あとはＳＮＳ等を通じて周知を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　未来学園の生徒たちも多分、今駅改修すると思いますから、そういった雨降ったときとかいろいろ困ると思うので、大変いいことだと思うので、進めていただきたいと思います。

それと、同じく25ページなのですけれども、９款の５目の防災対策費の先ほど駅東側の測量設計的というふうにお話いただいたのですけれども、ちょっと具体的に内容お伺いしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちら地区防災計画の説明会のほうが年度末にあったかと思っております。その際に避難の経路のほうのお話が出ておりました。現状赤道となっている部分を簡易舗装しまして、避難経路としたいと考えております。境界の復元と用地測量、あと道路設計等の費用として今回委託料を計上しております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　承知しました。いろいろ避難経路の看板とかは大事なことなので、お願いしたいと思います。

あと、もう一点、23ページなのですけれども、７款４項の３行で花火大会の実行委員会運営補助

金が先ほど50万円ということで、寄附金というお話あったと思うのですけれども、これに関しては当初の予算で約たしか1,000万円近く予算取ったと思いますけれども、二ツ沼の花火大会って町外からも楽しみに来ている人が結構いると思うのです。こういった運営資金というのは、1,000万円程度取っているのですけれども、これで現状足りているのか。あるいは、もっともっと金額を大きくして花火の本数を上げるとか、その辺は現状どうなのか、ちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現状としましては、協賛金とかそういったものを踏まえて現在の規模で実行しているような状況となっております。高木議員おっしゃるように、花火の数とかもっと上げたほうがということにもなろうかとは思うのですけれども、町の予算とかそういったところも加味した中で、企業さんとかの寄附金をお願いして、現状今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　確かに協賛金で前から、私も何かあるのですけれども、ただずっと協賛金、協賛金ではないのかなというふうにちょっと思いますけれども、その辺は検討をしていただきたいというふうに思います。

あと、これ全般的な話なのですけれども、当初飯島課長からいろいろ人件費と給料等に関してはという話あったのですけれども、何かここ全部各課を見ると、ほとんど減額になっているのです。減額になっているというのは、要するに４月から始まりました。だけれども、人が例えば10人予定を１人減らしましたということの減額なのか、あるいは全体的な予算があって、こうなのか。もし人手が不足であればやっぱり業務に支障を来すのかなという、そこをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のご質問にお答えします。

人件費、一般職、あと会計年度任用職員につきましては、当初予算編成時は現員現給、同じ数で基本的には計上します。当然ながら人事異動、４月１日に発令されれば管理職が、あと例えば一般の係員職が来たりとか、そういったこともございますので、各課の予算科目において基本的には増えたり減ったりというふうな状況が生まれます。職員に関しましては、総体的に申し上げますと、当初予算では89名の予算で計上しておりました。実際４月１日現在では88名、加えて年度途中に育児休業に入る職員がいたということで、それぞれやはり減額をするというような要因になってございます。ですから、当然プロパー職員が足りない場合については会計年度任用職員とか、現在任期つきの職員なんかも募集しておりますが、なかなか手が挙がってこないということで、不足する部分については追加の募集で対応するような形になっております。加えて会計年度任用職員につきま

しては、当初予算においてフルタイム44名、パートタイム４名、計48名で計上してございます。ただ、４月１日現在でフルタイム職員で４名足りなくなっているというような状況、加えてフルタイムからパートタイムのほうに移行したりとかということもございますので、４月１日段階の数字ではフルタイムが39、パートタイム11名、計50名で予算のほう組替えを行っているということで、結果としてフルタイム職員４名分の人件費を減額しているというようなことでございます。ですから、議員おただしのように、業務に支障がないような形でやはり人員はそろえていかなければいけないということで鋭意努力しておりますが、必要に応じて適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１点お聞きします。

17ページです。３款２項１目18節少子化対策事業費ということで、はぴ福なびですか。ちょっと初めて聞いたものですから、その事業内容等説明していただければと思います。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　７番、遠藤浩議員のただいまの質問にお答えしたいと思います。

はぴ福なびなのですけれども、まずこちら登録するには県内在住もしくは近い将来県内に移住を考えている20歳以上の独身の方が登録できるシステムになっております。登録していただくと、自分のプロフィールと相手に希望する条件を登録していただいて、コンピューターのほうが、希望に沿った相手を紹介してもらえるシステムとなっております。入会料が２年間で１万円となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。そういった紹介サイトというか、そういったところかなと思うのですけれども、これ管理というのはどこがやっているのですか。県なのですか。この管理元というのはどこなのでしょう。ちょっと分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　７番、遠藤浩議員の質問にお答えいたします。

管理ということなのですけれども、福島県のほうが設置しておりますふくしま結婚・子育て応援センターというところが管理しております。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第36号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議案第３７号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、議案第37号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第37号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ７万2,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、連合会負担金、国民健康保険事業納付金のほか、４月１日付職員の人事異動に伴う人件費の増額計上及び予備費の減額計上となっております。

歳入につきましては、一般会計繰入金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第37号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議案第３８号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第９、議案第38号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第38号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ148万9,000円を増額いたすための提案であります。

補正の内容は、東町土地開発事業費の増額計上となっており、一般会計繰入金をもって調整しております。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今看板に関して、案内看板ということなのですけれども、私看板って非常に大切なものだと思うのです。ちょっとお聞きしたいのは、看板というと例えば形状的にそこの場所の案内とか、あるいは団地のイメージみたいなものなのか、あるいは案内だけで、ここにそういう団地の空き地があるとか、何かそういうことも含めての案内看板なのか。あと、どこに立てるのか。やっぱりあそこを行くと通行人とか、あるいは土地を買う、求めるとかということに、基本的にＰＲするのも大きな目的かなと思うのですけれども、その辺案内看板の形状も含めて、場所をお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まさしく今高木議員がご質問されましたとおり、東町産業団地が企業誘致等活動する際にもなか

なかどこにあるかというのが分からない状況になっております。そういったものを含めて案内看板を立てるということを今回補正計上でしたところでございます。まず、立てる場所でございますが、Ｊヴィレッジ方面から来ますと東町産業団地、浜街道沿いからちょっと左手に上っていく道になるのですが、そこのちょうど導入の道路に入ったところに、どちらかというと北から南に行く方々に見えるようにしか立てられないかなとは思っているのですが、そこに立てる予定でございます。浜街道から東松産業団地に入るところに立てる予定でございます。道路交通の支障にならないように考えてございます。また、看板は現在東町産業団地は５区画あるのですが、１事業者のみ入ってございます。企業名はまず入れないで、東町産業団地という案内看板を作成したいと考えておりまして、今大きさは高さ４メートル、幅１メートル弱ぐらいを考えているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第38号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第３９号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第10、議案第39号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第39号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ79万5,000円を増額いたすための提案であります。

補正の内容は、４月１日付職員の人事異動に伴う人件費の増額計上となっており、一般会計繰入金をもって調整しております。

なお、担当課長による内容説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第39号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○発議第２号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

○議長（渡邉正俊君）　日程第11、発議第２号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、提出者、５番、西内玄太君の説明を求めます。

５番、西内玄太君、登壇を許します。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、発議第２号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について説明いたします。

本議案は、福島県教職員組合より議長宛てに提出のありました国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、令和７年６月４日開催の議会運営委員会において審議し、本陳情に当町議会として同意し、意見書を提出すべきであるとの意見に所定の賛成者を超える賛同があったことにより、提案をするものです。

意見書案を読み上げさせていただきます。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を

求める意見書

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和７年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、５億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和３年３月９日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和３年度から７年度までの５年間を新たな復興期間として「第２期復興・創生期間」と位置付け、令和３年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和６年４月１日時点で約３千人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表)。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和８年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

記

１．東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、

令和８年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和７年６月　日

復 興 大 臣　殿

文部科学大臣　殿

総 務 大 臣　殿

財 務 大 臣　殿

福島県広野町議会議長　渡邉　正俊

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

発議第２号　「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邉正俊君）　日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長からは広野町議会政治倫理条例に関する調査のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は広野駅周辺開発について、給食センターの改修について、産業厚生常任委員会は林業専用道整備事業について、所管施設の調査について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例に関する事項について及び議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について、政治倫理条例に関する調査特別委員会は広野町議会政治倫理条例に関する調査について

閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、広報委員会委員長及び政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会に先立ち、町長より挨拶があります。

町長。

○町長（遠藤　智君）　皆様、ご質疑をいただきまして、ご議決を賜り、御礼を申し上げます。被災地域の復興展望に向けて、広野町の町政発展にいただきましたご指導、ご指南の下、職員一同力を合わせ取り組んでまいります。ご対応ありがとうございました。お疲れさまでございました。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　これで令和７年第２回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前１１時１９分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　遠藤　浩

署名議員　　西本　久雄